## 「図書館法と図書館の60年の歩み」

手塚健郎 平成23年3月

筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科 図書館流通センター図書館経営寄附講座

#### 刊行のことば

近年の地方自治体経営の変化に伴い、いわゆる New Public Management (NPM) の考え 方が重視され、地方自治体の組織にそのような新しい経営方法が導入されつつあります。 公共図書館等においても、NPM 手法の導入が議論され、市民、地方自治体、企業、NPO の連携による「新しい公共経営」の展開も行われつつあります。

このような状況の中で、株式会社図書館流通センターのご寄附により、新しい公共経営を理解した図書館経営管理者を養成することを目的として、平成 18 年度に『図書館流通センター図書館経営寄附講座』を本研究科に設置しました。この寄附講座は3年間の予定でスタートしましたが、本講座の重要性を強く認識された寄附者のご意向により平成27 年度までの10年間に延長されました。

本寄附講座設置の同時に、公共経営論、公共サービス論を担当する2名の寄附講座教員と本研究科の教員とが連携して、図書館経営管理者の養成を行うべく、「図書館経営管理コース」を開設しました。この4年間で68名が修了し、そこで得た知識を実際の公共図書館経営等に生かしています。

ところで、我が国の図書館経営における公共経営手法の導入は、まだ十分な発展を遂げているとはいえません。このため実践面での努力、人材養成とともに、公共経営、公共サービスに関する研究を進め、理論、方法論、実践の諸側面での調査、研究を積み重ねることが重要です。そこで、本寄附講座は、図書館を含む公共サービスと公共経営に関する実践的研究を進めることをもう一つの柱としています。

本報告書は、平成 21 年 3 月刊行の初号に続き、この 2 年間、寄附講座教員として調査、研究に携わってきた<森川世紀准教授(公共経営論担当)><手塚健郎准教授(公共サービス論担当)>の研究成果をまとめたものです。図書館経営管理にかかわる多くの方々にご高覧いただき、教育・研究・実務等の参考にしていただければ幸いです。

本研究科では、引き続き「図書館経営管理コース」と、公共経営、公共サービスに関する研究の充実と発展に努めて参ります。最後になりましたが、本寄附講座を設置いただいた株式会社図書館流通センター、および寄附講座の設置・運営にご尽力いただいた関係者の皆様に深くお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月 筑波大学 図書館情報メディア研究科長 植松貞夫

## 目 次

Γ	図書館法と図書館の 60 年のあゆみ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
失	印の循環型社会におけるボランティア活動と社会教育	
	~「新しい公共」のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1:	3
Ħ	地方公共団体における社会教育施設事業仕分けの状況・・・・・・・・ 33	3
췯	参考資料	
	1. 調査対象の自治体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	1
	2. 事業仕分けの対象事業数及び結果(全体)・・・・・・・・・・・ 42	2
	3. 対象事業のうちの教育委員会関係の事業の内訳・・・・・・・・ 44	4
	公民館事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	図書館事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50	)
	博物館事業・・・・・・・52	2
	青少年事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	社会教育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

# 「図書館法と図書館の60年の歩み」

## 「図書館法と図書館の60年の歩み」

筑波大学図書館情報メディア研究科 手塚健郎

#### 1 図書館法の成立と発展

明治維新以降,我が国の図書館の歴史は,明治5年(1872年)に文部省が東京湯島博物館に設けた「書籍館」(後の帝国図書館)に始まります。明治12年(1879年)の教育令で法令に定められた書籍館はその後「図書館」の名称となり,明治32年(1899年)の図書館令に基づき県庁所在地の中央図書館を中心とした整備が進められてきました。

戦争終了後、来日したアメリカ教育使節団は、成人教育の基本方針において、人類の幸福に関係のある情報及び思想の普及に役立つ機関として図書館を新しく位置づける勧告をしました。それまでの図書館のほとんどは、閲覧料を払って入館手続きをとり、閉架式の書庫から本を出してもらい閲覧する形態でした。国民があらゆる場所、機会を利用して自らの教養を高める上で、重要な地位を占めるにもかかわらず、欧米諸国に比べて極めて不十分なサービスしか提供されていませんでした。

このような状況を一新し、健全な発達を図る観点から、昭和 25 年(1950年)に新しい図書館法は制定されました。その主な特色は次のとおりです。

#### 1) 図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定めたこと

- ・地方財政の現状を踏まえ、義務設置ではなく、地方公共団体の自主性による実情に応じた図書館設置を規定。(第10条)
- ・図書館を設置・運営するときの望ましい基準等は別に定めることで、これまで設置・廃止等の際に求められていた認可制度を改め、報告・届出制度を規定。(第11,12,24条)
- ・一定水準を確保するため、公立図書館についての望ましい基準を文部大臣が定めること(第18条)、国庫補助を受けるための最低基準を省令で定めることを規定。(第19条)

- ・公立図書館の設置及び運営に要する経費について補助金を交付し、その他 必要な援助を行うこと(第 20 条)、補助金交付に当たっての要件等を規定。 (第 21 条、22 条)
- ・国から都道府県,都道府県から市町村へ求めに応じて必要な指導,助言できることを規定。(第7条)
- 2) 国民に奉仕すべき機関としての新しい図書館のあり方を明示したこと
- ・図書館資料の収集・利用,排列・目録整備のほか,利用のための相談(レファレンスサービス)や時事に関する情報や参考資料の紹介・提供など,一般公衆のための活動面を強調した図書館奉仕の考えを明示。(第3条)
- 3) 図書館職員の養成のために必要な措置を講じたこと
- ・図書館が一般公衆の希望に応じて十分に機能を発揮するため、専門的職員 (司書・司書補)の資格制度を整備し、必要な識見と技能を持つ職員の養 成制度を規定。(第4~6条)
- 4) 私立図書館に対するノーサポート・ノーコントロールの原則を定めたこと (第  $24\sim29$  条)

このほか第 17条で、公立図書館の利用に住民の貧富等によって制約を受けることがないよう、入館料その他図書館資料の利用を一律に無料と定め、公立図書館の公共性と公開性を強調したことが特筆されます。本条はアメリカ教育使節団の勧告をもとにしたものですが、地域住民が自らの課題に対処するため、必要な文献や情報を収集する社会的仕組みを保証するものとして、今日においてその意義はさらに重要性を増しています。

本法律に基づき、公立図書館の建設、備品購入に必要な経費のほか、自動車文庫のサービスを実施するための自動車の購入経費などの補助金が国から措置されました。さらに、読書活動を推進する啓発資料の作成などの普及促進を通して、各地の公立図書館の設置推進やサービス網の充実が図られていきました。

誰もが自由に気軽に本を借りられる図書館へと無料化とともに実務面の改革が進められ、高度成長期に入るとそれまでの取組が奏して、公立図書館は各地で急速に数を伸ばしていきました。

#### 2 地方分権と国の役割

今日まで、図書館法は幾多の改正が行われてきました。多くは他の法令の 改正に伴い条文の文言を改正するものでした。内容に改正が加えられたもの で、主なものは以下のとおりです。

- ・昭和 31 年(1956 年)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行 に伴い、地方公共団体に対する指導助言に関する規定を削除(第7条)、私 立図書館に対する指導助言に関する規定を追加(第25条第2項)等。
- ・昭和34年(1959年)「社会教育法等の一部を改正する法律」によって、第20条で定める補助対象を「施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部」に改正し、補助金の交付について定めていた第22条を廃止。
- ・昭和 42 年(1967 年)「許可,認可等の整理に関する法律」によって,設置・廃止等に係る市町村や私立図書館の都道府県への報告・届出に関する規定を廃止(第 11 条, 24 条)。一方で社会教育法に「図書館の設置及び管理に関し,必要な指導及び調査を行う」ことを都道府県教育委員会の事務に追加。(同法第 6 条第 1 号)
- ・昭和 60 年(1985 年)「地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理,合理 化等に関する法律」によって,設置・廃止等に係る都道府県の文部大臣へ の報告に関する規定を廃止。(第 12 条)

これらに加え、平成11年(1999年)には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」によって、国庫補助を受ける館長の司書資格

の必置規定(第13条第3項)などが廃止されました。この改正は、地方分権推進委員会が、地方公共団体の自らの判断と責任ある行政運営を促進していくために、平成9年(1997年)に出した第二次勧告を踏まえたものです。

この勧告によって、国庫補助負担金の整理合理化のため、第 20 条に基づく施設補助金の予算とともに、補助金の交付を受けるための最低基準(第 19 条)なども廃止されました。

公立図書館についてはこれとは別に、サービスの一層の向上を図る上で必要と思われる事項を基準に定めることが第 18 条に規定されています。図書館法の目指す図書館サービスを体現化するため、文部科学省はこれを機に、新たな視点を取り入れた「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を平成 13 年(2001 年)に告示しました。その主な内容は以下のとおりです。

- ・「総則」…図書館サービスの計画的実施及び自己評価、資料の収集、提供、他の図書館や関係機関との連携・協力、職員の資質・能力の向上など
- ・「市町村立図書館」…レファレンスサービス,利用者に応じた図書館サービス,多様な学習機会の提供,ボランティアの参加の促進,広報及び情報公開,開館日時,施設・設備など
- ・「都道府県立図書館」…市町村立図書館への援助、ネットワーク、図書館間 の連絡調整、調査・研究開発など

#### 3 読書関係の法律

平成 13 年(2001 年)に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、その環境整備を推進するための「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、実施に移されています。公立図書館には、同法 7 条で児童サービスの充実、読み聞かせボランティアの養成や、学校図書館などとの連携協力に図書館が起点となって取り組むことが求められています。

また、平成17年(2005年)には「文字・活字文化振興法」が制定され、第7条で、地域における文字・活字文化の振興のために、国・地方公共団体が公立図書館の設置・配置、司書や図書館資料の充実などに取り組むことが規定されました。

国会決議により制定から5年目に当たる本年は「国民読書年」と定められており、図書館にとって地域の読書活動の推進は重要な使命となっています。

#### 4 情報化の進展

図書館の情報化について初めて具体的な提言をしたのは、平成 10 年(1998年)の生涯学習審議会図書館専門委員会による地域電子図書館構想でした。その後、文部省の協力者会議による「2005年の図書館像」の提示を経て、各地の図書館では OPAC(オンライン閲覧目録)の整備、あるいは館内外からの検索システムなどの導入が進められてきました。しかし、もはやインターネットによる情報の収集・検索の日常化にとどまらず、書籍のデジタル化や端末機器の急速な発展・普及が進んでいます。

公共図書館はこのような流れにどう向き合っていくのかが問われています。

#### 5 図書館法の改正とこれから

「公立図書館の設置及び運営上望ましい基準」をもとに、平成 18 年(2006年)には文部科学省の協力者会議が、これからの図書館運営に必要な視点や方策等について提言した「これからの図書館像」が公表されています。この報告書は、個人や地域の抱える課題の解決支援など、地域に役に立つ図書館へと変わっていくために必要な機能をとりまとめており、これまでの書籍の貸出サービスだけにはとどまらない図書館サービスの改革の指針として活用されています。

平成 20 年(2008年), 平成 18 年の教育基本法改正を踏まえ, 図書館法は社会教育法・博物館法とともに改正され, 人々の学習成果の活用, 図書館の運

営能力の向上,司書の資質向上と資格要件の見直しなどを内容とする条項が新たに加えられました。昭和25年に制定されて以来,初めて新たな条文が加えられたことは,これからの図書館改革の推進を象徴しているといえます。その主な内容は以下のとおりです。

- ・「図書館奉仕」の配慮事項に家庭教育の向上を,図書館資料に「電磁的記録」 を含むことを追加し、学習成果を活用して行う教育活動などの機会の提供 に関することを、図書館奉仕の事項に新たに規定。(第3条)
- ・「司書及び司書補の資格」の要件を見直し、司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定めることを新たに規定。(第5条)
- ・「司書及び司書補の研修」を行うよ う,文部科学大臣及び都道府県教育委員会は努めることを新たに規定。(第 7条)
- ・「設置及び運営上望ましい基準」を、これまでの公立図書館に加え、私立図 書館も対象にして定め、公表することを新たに規定(第7条の2)
- ・「運営状況に関する評価、情報の提供等」(第7条の3、4)

本改正により、法第7条の2に基づく新たな基準の策定・公表が求められています。現行の基準が策定されてから10年以上の年月が経過し、この間にも情報化の著しい進展、公共サービス改革の推進など、社会情勢は次々に変化が進んできています。

新しい公共と地域再生を支援する「地域の知の拠点」として着実に役割を果たしていく図書館自身の取組みは、今日も続けられています。これまで図書館の主体的な運営を側面から支援してきた国には、これまで以上に時宜を得た対応が望まれるのです。

本論の執筆に当たって主として以下の文献を参考した。

薬袋秀樹.『都道府県教育委員会による市町村立図書館振興策の根拠法令:変遷の経過と内容』.図書館学会年報. vol.39. no.4. p.158-p.176

西崎恵.『図書館法』.日本図書館協会.1970

森耕一ほか.『図書館法を読む』. 日本図書館協会. 1970

【本論は文部科学時報 2010年 12月号に所載されたものに参考文献を加筆したものである】

知の循環型社会におけるボランティア活動と 社会教育 ~「新しい公共」のために 知の循環型社会におけるボランティア活動と社会教育 ~ 「新しい公共」のために

筑波大学 手塚健郎

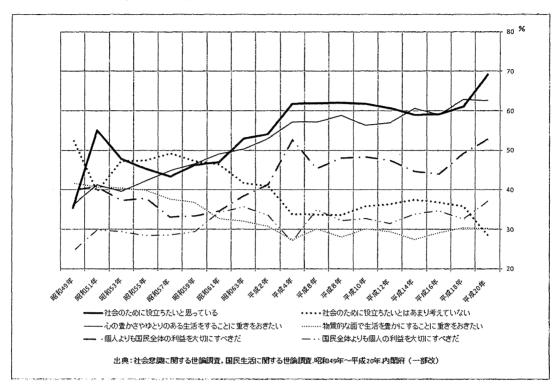
#### 1 はじめに

戦後、復興から高度経済成長へと歩み続けた日本において、ひたすら「物の豊かさ」を追い求めてきた人々の生活意識は、物質的な豊かさや生活水準に対する満足度が向上していく中で、昭和50年代以降、「心の豊かさ」にとって代わった。人々は多様な生活行動の中から自己実現を果たすことで充実感を得る「生きがい」のある生活を求め、生涯学習の意識へとつながっていった。その後を追うかのように、昭和60年代に入ると、「個人」の生活から「国や社会」に目を向けようとする意識が広まっていった。学習機会の提供を受けた成果を個人に蓄積するだけでなく、その成果を社会に活かしていこうとする考えを、今日、8割以上の人々が持っているりことは、多くの国民が「心の豊かさ」だけでなく、「社会のために役立ちたい」と考えていることを如実に反映しているといえよう。

図1で示されるように、このような社会への貢献意識は、生涯学習に関する意識と相関するように伸展してきた。両者の関係は、自らの意思に基づいて他の人々や社会の福利を向上させるために<sup>2)</sup>行動するボランティア活動を、生涯学習振興の観点から推進してきたこれまでの軌跡に象徴されると考える。

そこで、本稿ではこれまでの中央教育審議会などで示されたボランティア 活動に対する捉え方を照射した上で、知の循環型社会における位置付けを、 地方の社会情勢の変化を踏まえつつ整理し、ボランティアなど人々の地域活 動3の展開を支援する社会教育の今日的な意義・課題について考察を試みることとする。





#### 2 生涯学習の振興とボランティア活動のかかわり

#### (1) 学習活動としてのボランティア活動

我が国における戦後のボランティア活動は福祉分野から広がりをみせたとされている4)。赤十字奉仕団、大阪社会事業ボランティア協会など福祉分野を中心としたボランティア活動の推進を主目的とした団体、そして社会福祉協議会の設立によって、ボランティア活動の全国的な普及が進み、次いで日本青年奉仕協会など幅広いボランティア活動の推進団体が発足していった。ボランティア活動という言葉に、体の不自由な人、寝たきりの高齢者など社会的な弱者への援助活動を意味するものとする意識が先行して定着したのにはこのような背景があったものと考えられる5)。

一方, 戦後の高度経済成長は農村部の過疎化, 都市部の過密化, 核家族化など, 生活環境の変化による地域社会の変化をもたらし, 国はコミュニティ

形成の方策として、ボランティア活動の機能に着目するにようになった。 昭和 44 年に国民生活審議会調査部会が出した報告書「コミュニティー生活の場における人間性の回復」や、昭和 46 年の中央社会福祉審議会答申「コミュニティ形成と社会福祉」によって、人間性回復のためのコミュニティの形成、住民参加による地域福祉計画の方策として提案された6)、7)。

これに対して、同じ昭和 46 年に出された社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(以下、「46 答申」と略す。)は、生涯教育の視点からボランティア活動を位置付けた。地域における連帯意識の形成を社会教育の課題に掲げる中で、家庭婦人の地域におけるボランティア活動を推進するために拠点となる施設の設置・整備を提言した。厚生省が「社会福祉事業に従事する者の確保の促進」(社会福祉法第 89 条)に限定していたのに対し8)、46 答申は個人の学習活動を推進する幅広い視点に結びつけ、昭和 56 年の中央教育審議会答申「生涯教育について」へと引き継がれていったのである。

ボランティア活動の対象を婦人や高齢者だけでなく、青少年や成人など一般に広げ、生涯学習活動の表舞台に引き上げたのが昭和 60 年から 62 年にかけての臨時教育審議会答申である。生涯学習体系への移行などを打ち出した本答申は、生きがいや充実感だけにとどまらず、人々の得た知識や成果を公開の場に発表する機会と地域のボランティア活動とを結び付け、そこに参加する機会を整備することで生涯学習活動の活性化を図る構図を見出すなど、その後の発展の大きな足がかりを作った。これをもとに、平成 4 年の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」は、生涯学習とボランティア活動の関係を、①自己開発、自己実現、②必要な知識・技術の習得とその実践、③人々の学習支援、の3点に整理し、生涯を通じてあらゆる人々が様々なボランティア活動に取り組むことができるための支援推進方策を広く打ち出していったのである。

#### (2) 社会貢献としてのボランティア活動

学ぶ人の生きがいや自己実現の側面から生涯学習の振興と結び付けた考え方は、平成7年の阪神・淡路大震災や平成9年のナホトカ号海難・流出油災害などを契機に進化をみせる。被害者をいたわったり、街・自然環境を復

興することの重みを、救援活動に参加した本人はもとより、マスメディアを通して多くの人々の胸に感じこませた。それは、行政任せでなく自発的に行動を起こそうとする意識を呼び起こし、平成 10 年には NPO 法が成立した。このような状況を背景に、平成 11 年の生涯学習審議会答申「学習成果を幅広く活かす」では、社会への貢献意識を青少年だけでなく成人一般にも広げ、「ボランティアを志向する社会は、個人が共同体社会への共感に基づいて、自主的にその営みに参加し貢献することに価値を置く社会であり、こうした方向を促進することは、社会をより望ましいものへと変革していくことにつながる」とした。同答申ではさらに、複雑・多岐にわたる様々な課題に、すべて行政にたよることなく迅速かつ柔軟に対応するため、国民一人一人が自

この時期は、PFI 法が成立するなど、地方公共団体でも NPM 論の考えを受けた行政改革が動き出していた。さらに、同じ平成 11 年の地方分権一括法によって、地方自治体の自主性・自立性が高まり、個性豊かな地域社会の創造の実現に向けた創意工夫が各自治体に問われることとなった。これらの動きとボランティア活動を重ね合わせる視点が浮上しつつあったのである。

己責任と自覚・自立した意識に基づいてボランティアの活動に積極的に関わ

っていくことが求められるとし、学習成果を地域社会に生かすことが、地域

社会に活力を取り戻すうえでの大きな役割となるとも述べている。

#### (3) 新たな「公共」としてのボランティア活動

一方,いじめや不登校,青少年の非行問題など様々な問題が,教育現場で顕在化していたことを受け,平成 12 年に教育改革国民会議は,教育基本法の見直しや青少年の奉仕活動など,教育を変えるための 17 の提案を示した。青少年の奉仕活動・体験活動の重要性については,それまでも「生きる力」など多方面からの提言を受け諸施策が講じられてきたが,さらに抜本的な充実に向けた審議が諮られ,平成 14 年に中央教育審議会から答申されたのが,「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」である。これらの活動を支援するセンターの設置や社会的気運の醸成などとともに,本答申では新たな「公共」による社会の創造の概念が提言されたことが特筆される。すなわち,個人が経験や能力を生かし,互恵の精神に基づいて利潤追求を目的とせずにより良い社会を創るための活動を,新たな「公共」のための活動と

も言うべきものと評価した。その上で、行政に依存しがちな住民の姿勢とニーズの多様化・高度化によって、行政による公共サービスが質的・量的に限界の状況にあるとして、人々が地域の課題解決に向けて主体的に学び、その成果を新たな「公共」のために生かしていく社会を推進する必要性を明らかにしたのである。

この考えは、平成 18 年に成立した改正教育基本法において、教育の目標の一つとして、第 2 条第 3 号に「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と定められた。この「公共の精神」とは、社会全体の利益のために尽くす精神をいい、「互いに支え合い、協力し合うという互恵の精神をもって」、「国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動すること」が期待されているの。

平成 14 年の答申は、新たな「公共」と生涯学習の関係を打ち出し、奉仕活動を推進するための具体的な方策を提言したものの、それを産み出す社会の姿を目標にした生涯学習の振興課題の整理は、改正教育基本法を踏まえた次の平成 20 年の答申を待つこととなった。

#### 3 地域の人材育成と知の循環型社会

地方分権一括法の制定に導いた地方分権推進委員会は、平成 13 年、発展的解散に当たって最終報告を出した。この中で委員会は、地域住民に地方公共団体の政策決定過程への主体的な参画を望み、「行政サービスに依存する姿勢を改め、コミュニティで担い得るものはコミュニティが、NPO で担い得るものは NPO が担い、地方公共団体の関係者と住民が協働して本来の「公共社会」を創造してほしい。」と呼びかけている。団体自治の拡充だけでなく、住民の視点からみた住民自治の拡充を目指すその後の取り組みは、住民のボランティア活動など地域活動の推進と結び付けられていくこととなった。

#### (1) 「新しい公共空間」と「地域協働」

総務省の「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」 は平成17年4月に出した報告書において、「公共」を「公共サービス」と「公 共的サービス」<sup>10)</sup>に分け、後者のサービスを住民団体、NPO,企業等が主体的に提供することで、「公共」を新たに先進的、開拓的、創造的に担うかたちを「新しい公共空間」と定義した。そして、人が生き生きと地域社会に関わって持続可能な自治体運営にしていくため、公共サービスを行政のみによって担う考えから脱却し、地域の様々な主体が自治体と協働して担うこの「新しい公共空間」の形成を、今後の自治体運営の基本理念に据えたのである。

とりわけ、「新しい公共空間」において、住民の参画する多様な主体が、「当該地域の必要とする公共的サービスの提供を協力」して行う「地域協働」は、前年の 12 月に「今後の行政改革の方針」が閣議決定されたことを背景に、民間委託、指定管理者などとともに地方行革を推進していく上での主要事項に位置付けられた。このように、新たな「公共」のための活動は、「地域協働」という形で、別の観点からも推進されることとなった。

#### (2) 「地域再生」と地域の活性化

一方で、地方は人口の減少に伴って学校、病院など暮らしを支える施設の利用が不便になり、魅力が薄れることでさらに人口が減少するという悪循環に陥っていた。そこで、「地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他地域の活力を再生」するために、平成 17 年に地域再生法が制定され、平成 19 年の「地域再生戦略」などに基づき、省庁横断的・施策横断的な視点での地域再生が総合的に推進されることとなった。

これらの考えに共通しているのは、「国が施策分野ごとにあらかじめ基準を示すやり方ではなく、地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を、政府として後押ししていく」立場をとっていることである。「地域が自ら考え、実行することで、地域のやる気、知恵工夫を引き出す」スキーム<sup>11)</sup>のもと、「地域再生のためのひとづくり・人材ネットワークづくりの促進」(地域再生方針)、地方都市や農村漁村における「多様な主体によるまちづくりの推進と地域コミュニティの再生」(地方再生戦略)などと、地域の担い手となるソーシャル・キャピタルを再生・充実するための人材の育成が、方策の一つとして取り上げられた。

この方向性は各省庁においても独自に策定した各種の地域活性化戦略や調査研究報告書の中で反映され、産業、交通、交流などを通じた地域の発展

のための取組となって現れるところとなった12)。

#### (3) 知の循環型社会の構築と生涯学習

平成 20 年の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(以下,「20 年答申」と略す。)は、国民一人一人の学習活動の促進と、地域コミュニティの形成、子どもの育ちの環境の改善のための生涯学習の振興方策について答申したものである。この中で、学校教育等の支援のための具体的な方策を提言するに当たり、「社会の要請」に基づく目標を明確にした生涯学習の振興を指摘している。知識基盤社会における総合的な「知」を培い、自立した個人と地域社会を育成・形成し、自らの学習した成果を還元して教育力の向上に貢献する持続可能な社会を構築することで、社会全体の活性化と我が国の持続的発展を図る「社会の要請」は、生涯学習・社会教育行政を、平成 18 年の教育基本法の改正を踏まえて再構築するための基盤として示された。しかし、それにだけにとどまらず、「人づくり」によって「地域づくり」を進めていくコンセプトは、前述した(1)の「新しい公共空間」や「地域協働」、(2)の「地域再生」や地域活性化にとっても、実際に進めていくためのコンテクストにつながるものといえる。

「地方再生戦略」はその後、「地域活性化に向けて税財政面での支援を、地域の自立を支える人材の育成サポートを第一とする方向に大きく転換する必要がある」とし、地域における担い手となる人材の育成や、地域相互間連携を活性化させる「コーディネーター」の育成などの重要性を強調する考えを前面に押し出す内容に改訂された。また、新しい「公共空間」を形成するための具体的な方策を提言した総務省の研究会も、平成 21 年に出した報告書の中で、「地域を引っ張るリーダーの存在、そのリーダーのもとまとまり同じ目的に向かって歩んでいく住民の力など、人材力こそがアウトプットとしての地域の活性化に差をもたらす根源的な要素である」と、地域の人材力を基本的視点に掲げている13)。

人口減少,少子高齢化の進展は日本の社会経済全体から個人の生活・意識 に至るまで様々な変化を生じさせ、日本は大きな転換期を迎えているとも言 われている<sup>14)</sup>。将来も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で,このよ うな地方行政のシフトは,これまで地方公共団体が担ってきた公共的な役割 に、多様な担い手の参画が期待されていることを象徴しているといえよう。

#### 4 知の循環サイクルにおけるボランティア活動

上述のように、地域住民に対する行政の基調は、制度あるいは資金提供による他律的な誘導から、ボランティアなど地域活動への参画という個人の自発性へと変化してきている。従来からの「組織」や「枠」に依らずに、行政が人々を自立的な活動に導いていく働きかけは、これまで人々の学習活動によって人づくり、地域づくりを進めてきた社会教育の考えが領域を超えて敷衍され得ることとなる。それは、20年答申の振興理念をもとに、社会教育が地方行政の進もうとする方向性の礎になり得る機会とも考える。そこで、これからの社会教育を考察する前提として、「知識を基盤とする社会」、「自立した地域社会」、「持続可能な社会」の形成との関係を、これまでの提言をもとに改めて整理しておきたい。

#### (1) ボランティア活動と総合的な「知」

20 年答申は、子どもたちに「生きる力」、社会人には「人間力」の育成を求めている。ボランティア活動に参加することは、相手方や、共に活動する他者との間でのコミュニケーションを通して、自己の表現力や他者との関わり方を学び、さらに自分の可能性を新たに見出だす潜在性がある。それは、「してやっているのではなく、させていただいている」という表現15)にあるように、他者の立場に立って考え、自己を変えていく訓練になり、自分自身の知的、精神的世界を広げていくことができるからである。

狭義の知識・技能だけでなく、とりわけ、他者との関係を築く力のような豊かな人間性を含む総合的な力は、子どもだけなく成人になって社会の中での生きていく上で極めて重要な力となるものと 20 年答申は指摘している。職場でのつながりだけでなく、自分の好みでボランティア活動に参加して他者とのつながりをつくることは、自身の人生を豊かにする以上に意義のある学習機会となる。

#### (2) ボランティア活動と自立した地域社会の形成

改正教育基本法では、新たに、学校、家庭及び地域社会の三者が、それぞれ子どもの教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携・協力して教育の目的の実現に取り組むことが定められた。学校運営協議会の設置や、地域住民の協力を得て学校に居場所を設ける「地域子ども教室事業」などがそれに当たる。また、木更津市の学校支援ボランティアのように、子どもたちを健やかに育むための地域住民による学校支援の取り組みも自治体の工夫によって行われてきたが、これをさらに全国各地で具体化するために、平成 20 年度から文部科学省の「学校支援地域本部事業」が始まった。

社会全体の教育力の向上の方策の一つとして掲げられている本事業のメリットに、教員の教育活動に専念できる時間の確保、子どもたちの学習活動や部活動の充実、学校施設の整備など学習環境の向上が挙げられている16)。それだけでなく地域の人々の活動への参加は、自分の持つ知識や経験を含むこれまで培ってきた学習の成果を生かす場となるとともに、個人の自己満足の充足にとどまらない新たな「公共」のための奉仕活動となる。それによって、新しい信頼関係に基づく人間関係が形成され、地域の連帯感の醸成、きずなづくりといった地域のソーシャル・キャピタルを豊かなものにする17)ことが期待されるのである。

#### (3) ボランティア活動と知の循環型社会

行政による公共サービスの縮小が進み、地域住民が自らその役割を果たしていく状況が増えていくことは、地域で当面する環境問題、地域防災などの多種多様な課題を、自らの力で解決していくことを意味する。そのために地域の住民は学習の必要性を感じて、必要な情報を収集したり、様々な機会を通じて「学習活動」を行う。そこで得た知識や技術・能力を「学習成果」として地域や家庭に持ち寄り、ボランティア活動などの地域活動や社会生活の中で課題解決に取り組んでいく。このようにして考えると、地域における知の循環型社会の形成とは、いわば、地域そのもの自身が「生きる力」を育む仕組みづくりと理解できよう。

この考え方は、他の領域での提言にも見出すことができる。例えば、平成 21年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本 方針)」では、国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支えるための構造

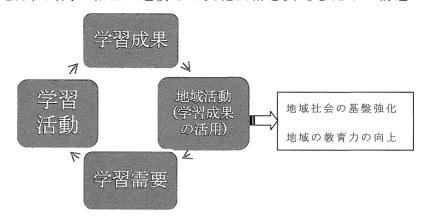


図2 学習のサイクル

として、「文化芸術の享受、支援、創造、保護・継承のサイクル(循環)が実現する社会を構築する」と述べている。

学校の支援や地域の文化振興など,教育委員会は,結果として自立した地域社会を形成していく有力なリソースを所管しているのである。

#### 5 個人の学習活動から地域づくりへの発展

ここまで、人々の意識は「公共」への参画を指向し、ボランティア活動など地域活動と生涯学習との親和性を述べてきた。もとより、目標とする社会づくりには、個々人の力だけでなく、これらの力を合わせていくことでその可能性がさらに大きくなる。ところが、近年の人々の意識はこれとは逆に、地域でも職場でも、濃密な付き合いを避けて、部分的あるいは形式的な付き合い方を志向する人が増えてきていることが指摘されている<sup>18)</sup>。それは、生涯学習の学び方においても、これまで主流だった学習サークルの活動に参加する人の割合が減り続けてきていることに表れている(図 3)。

それでも、つながりを求めている人が少数となっているわけではない<sup>19)</sup>。 地域活動に参加する人の多くは様々な人々とのつながりをつくり、価値観を 共有できる仲間を得るなど、精神的な充実感が得られる価値を見出している <sup>20)</sup>。人々の学ぶ意識の醸成を通して人と人をつなぐこと一社会教育の今日的 課題は、それを前面に押し出していくことなのではないだろうか。

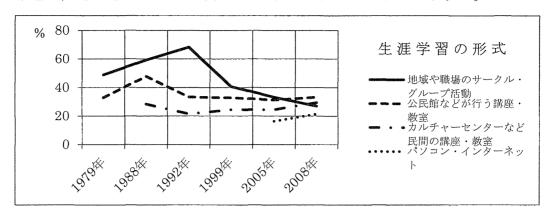


図3 内閣府 生涯学習に関する世論調査 1979~2008より

「どのような場所や形態で「生涯学習」を行ったら良いか」, あるいは, 「したことがあるか」に 対する回答

このような期待を込め、これら機能を学習者の学習活動の視点から分析し、新たな「公共」のために社会教育が担う役割を考察してみたい。

#### (1) 住民一人ひとりの学習からボランティアなどの地域活動へ

平成 17 年に内閣府が実施した NPO に関する世論調査によると、NPO 活動に参加したことのない理由に、多くの者が「きっかけや機会がない」、「NPO に関する情報がない」ことを挙げている。それゆえ、住民一人ひとりの学習活動を源にして、地域の知の循環型社会のサイクルが自立的に動いていくようになるには、とりわけ地域に点在する個人の学習成果を、ボランティア活動など地域活動に結び付けていくポイントが重要となる<sup>21)</sup>。

このようなプロセスをモデル的に事業化したものに、平成 19 年から 20 年度にかけて文部科学省が実施した「教育サポーター制度」がある。これは教育委員会が、①学習成果の活用を希望する団塊世代や高齢者等を募集し、②活動に必要な一定の知識・技術、心構え等を身に付ける登録前研修を実施し、③教育サポーターとして認証・登録して活動場所とのマッチングを行い、④地域の学校支援地域本部事業や社会教育学級・講座など実際に現場で活動してもらう、システムになっている。そして、活動終了後に自分のこれまでをレビューして、必要な研修を受講して再登録に進むことで、図 2 のサイクルを具現化したものとなる<sup>22)</sup>。「すぎなみ地域大学」のように、教育委員会に

あった人材バンクを改編して区民生活部で開設している例もある。そこでは、 小学校の英語活動のサポーター、学校介助員ボランティアの養成などの学校 支援関係にとどまらず、障がい者ガイドヘルパー、救急協力員の養成など様々 な分野にわたる講座を、講座修了後の本人の活動場所を視野に入れて計画的 に開設することで実効性を高めている<sup>23)</sup>。

教育サポーター制度に類似した事業も、あるいはそのような意図がなくても、地域人材のネットワーク化や、サークル・グループへの参加のために、修了後の活動機会の需要をあらかじめ把握し、それに必要な知識・技術等を培う学習機会を企画したり、登録者同士の交流の場として活用するなど、計画的に取り組んでおくことが必要であろう<sup>24)</sup>。

#### (2) 個人の力を集めた地域活動とその発展

個人では為し得ないことも,互いに協働することで実現できることもある。 そこに組織が生まれ,人を通した情報のつながりが拡がり,その可能性が大きくなる。前述の学校支援地域本部事業でいえば,授業の外部講師や学習補助員,校舎周辺の環境整備,あるいは図書室の整備や読み聞かせ,登下校の見守りなど,様々な内容や形態の支援活動が展開されることになる。そして,このような人々の力を結合・調整するために,コーディネーターの存在が浮かび上がってくる<sup>25)</sup>。文化財建造物や文化芸術活動でも,その成果を地域の観光振興や産業振興などに結び付けていくには,芸術文化のまちづくりを推進するコーディネーターを養成し,幅広い推進体制にしていく必要があるとされている<sup>26)</sup>。

地域活動のスキルアップとともにこのような養成研修を積み重ね、組織の活動レベルは一層高まっていく潜在力を備えていく。そして、一つの広域エリアの中で横とのつながりが築かれると、自治体の全域的な活動へと発展していく。例えば秋田県美郷町では、学校支援地域本部が地域のボランティア組織のあつまりである「みさぽーと」と合体して「協働・参画」のまちづくり推進に向けて一体となって取り組む体制をつくりあげている<sup>27)</sup>。また、山形県新庄市では、子どもたちへの読み聞かせ活動をしてきた NPO 子育てネットワーク "バルボン"が、他の活動団体と連絡協議会をつくって町の読書推進活動の輪を広げ、平成 21 年度からは共同して市から委託を受けて図書

館運営に携わるなど、3次元の方向に活動の領域を広げ続けている28。

#### (3) 活動レベルの発展に伴う新たな学習活動

このような活動レベルの発展は、図4のような、個人の活動が組織的活動へ、そして公共を創造する活動へと発展していく過程と考える。

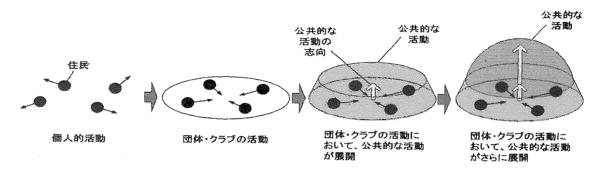


図 4 住民活動の公共的展開

分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会. 「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」平成 17 年 3 月.p23 より (http://www.soumu.go.jp/iken/kenkyu/pdf/050415\_2\_k04\_09.pdf)

それは、各個人あるいはグループとして、活動内容の高度化に必要な知識や技術の習得、そして人と人の交流による新たな地域課題の発見や情報共有など学習活動の堆積過程でもある。これを活動者自身に着目すると、学習活動と実践を交互に積み重ねていく流れは、知の循環型モデルの1巡目、2巡目…と学習サイクルを重ねていくこととなり、それは、平面上の学習サイクルから上方へ螺旋を描いて昇っていく概念で表される29)。

これらの学習機会はすべて社会教育だけで完結することもあろう。例えば、図書館であれば、その時々に必要な情報のナビゲートや提供を通して側面から支援し続けることができよう。また、公民館など、地域住民の活動拠点として真っ先に思い浮かべられるイメージが根強くある30)。役所の施設でありながら住民に親しまれやすい社会教育施設の特長を活かして、地域のプラットホームとしての社会教育施設の活用を通した支援もあろう31)。一方で、前述したように、地域協働への参画が政策的に強く期待される中、人との交わりによる学習は高度化・専門化する過程で、首長部局や地域の大学が主宰す

る地域問題・専門領域に関する会合や会議,研究セミナーなどへと移行していくこともある。社会教育調査によると,首長部局の方が,地域の課題解決のための学習講座をより多く開設する調査結果なっている<sup>32)</sup>のは,このことの一つの裏付けといえよう。そしてそれは,表だって注目されるようになった頃には,これらと連携した活動として紹介されることを表しているのかもしれない。

#### (4) 総合的な窓口としての社会教育

敢えてそれを直視した上で、段階に応じた学習体系の全体を俯瞰すると、地域の人々を新たな「公共」づくりに誘う最初の入口は、基本的には1つ目の学習サイクルにある。NPO活動に参加したことのある人に、そのきっかけを聞くと、「友人や知人に誘われた」と回答する者が半分近くを占めている33)。それゆえ、受講者同士を一つの学習サークルにまとめ、それを足がかりにして地域での活動に踏み出すまでの間、それを支援していく専門職員の働きは、新たな「公共」づくりの卵を孵化して育てる活動そのものといえよう。前出の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」報告書でも、地域協同体34)の創設の契機をつかむための市町村から地域住民に対する働きかけの重要性を指摘している。

その後につながる「きっかけづくり」の生きた情報を提供し、目標をもった学習計画を創っていくには、他の部局や関係機関の新鮮な情報やこれらとの新たな結び付けが欠かせない。このため、これらとの間で地域づくりのための総合的な教育計画を横断的に立て、社会教育の役割を明確にすることが必要となる。自治体では個々の事業の有効性・効率性を重視する NPM 論の考えに基づき、社会教育事業の民間へのアウトソーシングや、廃止の仕分け判定が下されているところもある35)。しかし、民間事業者ではペイできないような領域の学習機会については、行政が積極的に自ら提供していく必要がある。それにとどまらず、新たな「公共」づくりに向けた社会教育の機能が、もっと高く評価されるようにならなければならない。

#### 6 ボトムアップ型の「新しい公共づくり」

今日では、「地域の活性化」、「地域コミュニティの再生」など、「新しい公共」の創造を起点にした政策提言が様々な機関から提案され<sup>36)</sup>、本年 6 月には内閣総理大臣の円卓会議からも、「新しい公共宣言」が出されている。

このような考えに沿って、各地で推進されている地域協働の多くは、地域資源を育成して新たな経済活動を育成するような、特定の目的に絞って取り組む「テーマ型地域活動」といえよう。これに対すれば、学校支援地域本部事業は、当初こそその性質を帯びるものの、恒常的に見れば地域の保護者や町内会組織などの協力を得て運営していく点で、地縁的なつながりに近い「エリア型地域活動」と考える370。生涯学習を振興する観点からの「新しい公共」づくりは、最初から間口の広いボトムアップ的な仕掛けであり、幅広く地域の人々の学習成果を持ち寄って人と人とのつながりを創り上げていくところに特色があると考える。生涯学習振興のための計画・構想の策定、自治体の全体計画や戦略、教育委員会のミッションなどにも、この特長を生かす社会教育としての役割を明らかにしておく必要があるだろう。それによって社会教育としての役割を明らかにしておく必要があるだろう。それによって社会教育としての役割を明らかにしておく必要があるだろう。それによって社会教育としての役割を明らかにしておく必要があるだろう。それによって社会教育をとしてなり、関係部局や機関とネットワークを結んで、地域の学習機会をコーディネートする社会教育指導者が重要な鍵を握っていることが浮き彫りとなる。

生涯学習の振興方策とボランティア活動の位置づけを顧みると、地域コミュニティの形成 → 学習活動 → 社会貢献と変遷して今日、改めて元のポジションに立ち返っていることがわかる。「新しい公共」づくりのための行政活動は、社会教育活動そのものではないかと考える所以である。

本文に掲げた文献以外に、以下の文献を引用・参考した。

- 1) 平成 20 年度生涯学習に関する世論調査(内閣府)によると,身に付けた知識等を 活用する必要性について 84.2%の人が「生かすべき」と回答している。
- 2) 平成12年度国民生活白書で表記されている定義を引用した。
- 3) 平成 14 年の中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」では、ボランティア活動だけでなく、地域における自治体活動、青年団活動、消防団活動、祭りなどへの伝統行事への参加など、従来から行われている地域の一員としての活動も新たな「公共」のための活動と位置付けられると述べている。本稿ではこれらを「ボランティア活動など地域活動」と表記して論じることとする。
- 4) 祐成善次. "高まる活動拠点としての民間推進機関の機能" ボランティア白書 90. 日本青年奉仕協会.1990.p.194-195
- 5) ボランティア・ラーニング.日本青年奉仕協会.1996.p.23.
- 6) 小林雅彦ほか『地域福祉論』第一法規.2009.p.7.
- 7) このほか、昭和 41 年には青少年問題審議会から「当面の青少年対策の重点について」答申が出され、青少年の健全な育成を図る上で社会奉仕活動の奨励の方途を講ずることが望ましいと記されている。 青少年とボランティア活動.国立教育政策研究所社会教育実践研究センター.2002.p.12
- 8) 地域における「新たな支え合い」を求めて.これからの地域福祉の在り方に関する研究会.平成 19 年.
- 9) 田中壮一郎『改正教育基本法』.第一法規.平成 19 年.p.46-48
- 10) 報告では、「公共サービス」を、生活する上で必要があるのだが個人では解決・調 達できないサービス、「公共的サービス」を、厳密な意味での「公共サービス」と までは言い切れないが個人での解決・調達に委ねることも困難であるサービス、と 定義している。後者の例として、子育てや介護のように、これまで家庭内で完結 していたのが、家族構成の変化等により完結することが難しくなり、それに代わっ て「官」が関与する形で提供されるようになったものを挙げている。
- 11) この表現は、これまで中央教育審議会答申で示されてきた「生きる力」の育成の構図と似ており、興味深い。
- 12) 例えば、平成 17年3月には国土交通省都市・地域整備局から「合併市町村における「テーマの豊かなまちづくり」の展開方策検討調査報告書」が、平成 18年5月には経済産業省から「地域活性化戦略(少子高齢化時代の地域活性化検討委員会報告書)」が、平成 20年3月には厚生労働省から「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」が出されている。
- 13) 新しいロミュニティのあり方に関する研究会『新しいコミュニティのあり方に関する研究会』 2009 年 8 月 28 日.p.5
- 14) 『国土交通白書』2010.p.3 など
- <sup>15)</sup> 5)に同じ p.26
- 16) 佐藤弘毅「『学校支援地域本部事業』のねらいと社会的背景」.『社会教育』2008. no.750.p.22-23 など
- 17) 日本総合研究所『ソーシャル・キャピタル―豊かな人間関係と市民活動の好循環を 求めて』2004.p.89
- 18) 内閣府『平成 19 年度国民生活白書』.p.6~など
- 19) 内閣府『平成 20 年度国民生活選好度調査』によると、「地域の人々との交流を大切と思っている人」は 9 割を占め、徐々に減少傾向にあるものの 4 人に 3 人は「新しい人々とのつきあいを広げていきたい」と思っている。
- <sup>20)</sup> 内閣府『平成 21 年度国民生活選好度調査』では,「ボランティアや NPO 活動, 市 民活動に参加している理由」は,「楽しい」,「仲間ができる」などが上位を占めて いる。
- 21) 新たな「公共」の形成に資する取組は、「地域の課題等を解決していく」タイプと「学習成果を地域に生かす」タイプに大別されると指摘されている。前者は、目的そのものがきっかけとなるのに対し、後者は個人の学習成果がきっかけに結びつくことから、その働きかけは前者に増して重要と考える。国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『新たな「公共」の形成に資する社会教育の在り方に関する調

查研究報告書』.2008.p62-p.64 参照

- 22) 文部科学省『教育サポーター制度の普及に向けて』.2008. http://www/mext.go. Jp/component/a\_menu/education/detail/\_icsFiles/afieldfile/2009/10/30/1286131 \_1.pdf#search='教育サポーター制度の普及に向けて'
- 23) 文部科学省教育『社会教育施設等における団塊世代等の学習活動及び学習成果の活 用に関する調査研究』.2009.p.32-35
- <sup>24)</sup> 財団法人日本システム開発研究所『団塊世代等社会参加促進のための調査研究報告書.2009.p.162-163
- <sup>25)</sup> 三菱総合研究所『学校支援地域本部事業普及促進ハンドブック』2010.p13.など
- <sup>26)</sup> 文化庁では,文化ボランティア・コーディネーター養成プログラム等を開発・実施・ 普及する「文化ボランティア支援拠点形成事業」を平成 20 年度から実施している。
- 27) 地域活性化センター『市町村の活性化新規施策 100 事例』2009.p.3-4
- 28) http://www.yamagata\_cheria.org/challenge/05jirei/jirei24.html 参照
- 29) 日本システム開発研究所.『生涯学習による住民主体のまちづくりに向けて』2004. 特に第3部"生涯学習を通じた住民主体のまちづくりの課題と方向性"参照
- 30) 国土交通省都市・地域整備局『合併市町村における「テーマの豊かなまちづくり」 の展開方策検討調査』.2005
- 31) 最近では、例えば滋賀県東近江市の八日市図書館の事例が報告されている。府川智行「公共図書館によるソーシャル・キャピタル醸成支援の可能性」,『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2010.p.45-48
- <sup>32)</sup> 平成 20 年度文部科学省社会教育調査では、例えば、「市民意識・社会連帯意識」を 内容とした学級・講座数の割合は、公民館で 7.3%、都道府県・市町村首長部局で 19.4%となっている。
- 33) 内閣府『NPO に関する世論調査 2005
- 34) 同報告書.p.19.で,「地域における多様な公共サービス提供の核となり,地域コミュニティ組織等など地域の多様な主体による公共サービスの提供を総合的,包括的にマネジメントする組織」と定義している。
- 35) 例えば, 平成 20 年度に行われた長浜市の事業仕分けでは公民館管理運営事業が「民間委託化」と, 平成 21 年度には和光市で「廃止」と判定されている。
- 36) この1年間だけでも,「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」(2009年8月総務省),「地域の活性化に向けて」(2010年3月自治総合センター), 「地域コミュニティの再生・再編・活性化に関する調査研究Ⅱ」(地方自治研究機構)などが出されている。
- 37) 『平成 19 年度国民生活白書』では「エリア型地域活動」を、「地域の地縁組織に参加することによって生まれるつながり」のこと、「テーマ型地域活動」を「特定の目的を果たすために設立された組織に参加することによって生まれるつながり」と定義している。同 p.63 参照。

【本論文は日本生涯教育学会年報 第 31 号に掲載したものである】

# 地方公共団体における社会教育施設の事業 仕分けの状況

## 地方公共団体における社会教育施設の事業仕分けの状況 手塚 健郎 (筑波大学)

#### 1 背景と目的

地方財政が将来にわたって厳しい状況が見込まれる中、持続可能な自治体運営を目指して、地方公共団体では行政サービスの業務委託化、指定管理者制度、PFIの導入、市民力をもとにした市民協働などによる地方行革を推進している。さらに、市場化テストの手法も加わって、行政のスリム化や民間活力の導入に一定の成果が挙がっているが、個別の事業の掘り起しや、各担当部署の個別対応には限界がある。地方公共団体では内部に「行政評価委員会」などの組織を庁内横断的に設け、庁内の行政サービスの提供の主体や手法のあり方について検討が進められているが、外部識者による外部評価は、これをされに乗り越える手法として導入が広がりつつあり、「事業仕分け」はその一形態に位置づけられる。

この事業仕分けは、制度や仕組みに法令の根拠やきまりがあるわけではないが、2002年からこの取り組みを始めた「構想日本」では、国や地方公共団体が行っている行政サービスのそもそもの必要性や実施主体を、外部の者が参加して公開の場で予算書の項目ごとに議論し、「不要」・「民間」・「市町村」・「都道府県」・「国」などと仕分けていく作業としている。総務省の調査ではこれまでに全国56の自治体で実施されたとあり、また、自治体によっては、社会教育の事業が「不要」や「民間」と仕分けされた例も現出している。

事業仕分けに対しては、「簡単に短時間で結論を出せるものは少ない」という疑問や、外部の者が評価するのは不適切など様々な異論が出されているものの、そこで出される評定やコメントは、地域に利害関係のない人々による忌憚のない意見と受け取ることもできる。また、近年実施されている社会教育施設に対する人々の意識調査は、自治体単位の市民意識調査や施設利用者への個別アンケート調査などエリアが限定的で方法・視点が一様でないのに対し、この事業仕分けは、上記の定義に沿って行われる範囲で、共通的な分析ができるものと考える。

そこで、社会教育施設の管理運営、あるいは社会教育事業にとして捉える ことのできる対象事業を抽出し、それらの評定結果や評定者のコメントを通 して、「事業仕分け」の視点から見た社会教育施設・事業に対する認識の傾向 などを探ることとした。

#### 2 調査の対象及び方法

本調査で対象とする「事業仕分け」は、上記「構想日本」で示されている考えを基準とした。これに沿って、「構想日本」のホームページ上で紹介されているこれまでの実施実績のうち、地方自治体が自ら実施したもの、及びこれとは別に、滋賀大学地域連携センターの協力を受けて自治体が実施した事例の中から、教育委員会の所管事業も対象に実施し、その判定内容を自治体のホームページで公表している自治体を調査対象とした。このほか、これらの基準に沿っていると筆者が判断した自治体の仕分けを加え、平成22年11月15日までに確認のできたのべ86自治体の事業仕分けを調査対象とした。

この中から社会教育関係の事業を抽出するに当たっては、首長部局が担当課として登録されている場合もその範疇に含めることとし、担当部署や機関、事業内容をもとに、「公民館」、「図書館」、「博物館」、並びに「青少年教育」及びその他全般としての「社会教育事業」(社会体育・文化に関する事業を除く)に分類し、ホームページで公表されている範囲で、仕分け結果や評定者のコメントを集計・分析した。

#### 3 調査の結果

#### (1)社会教育関係事業数の内訳

86 自治体で仕分けされた事業の結果数 4,421 事業のうち,教育委員会所管は 713 事業が確認され,社会教育関係の事業として抽出した数は 267 である。これに首長部局が担当部署となっている 57 事業を加え,計 81 自治体の 324 事業とした。これらの分類別事業数は表 1 のとおりである。

#### (表 1)

分類	事業数	うち首長部	結果の内訳あり	コメントあり※
		局	<b>*</b> 1	2
公民館運営・事業	4 9	7	4 8	4 4
図書館運営・事業	6 7	4	6 6	5 1
博物館運営・事業	5 1	1 6	4 6	3 2
青少年教育事業	5 1	1 7	5 0	3 5
社会教育事業	9 8	1 3	9 4	7 7
「家庭教育・婦人教育」	8		7	8
合 計	3 2 4	5 7	3 1 1	151

※1多数決で決められた仕分け結果とは別に、仕分け人それぞれの評定も公開されている事業数 ※2 仕分け人から出された主な意見が載せられている事業数

「家庭教育、婦人教育」は、抽出された教育委員会の所管事業数が8と少なかったため、本調査では参考にとどめ、個別分析は行っていない。

#### (2) 事業仕分けの結果

仕分けの結果の評定区分は、自治体によっては4あるいは6以上と一様ではないが、本調査では「不要」、「国・民間等」、「要改善」、「現行」の区分に「民間委託化」を加えた5の区分とし、各自治体の結果をその範囲にあてはめた(表2)。「国・民間」の区分には「都道府県」、「市町村」の区分も含むが、後者については、本調査で該当するものはなかった。なお、「国」・「県」と仕分けされたのは2件のみである。

また、この仕分け結果を「不要」: 0、「国・民間」: 10/3、「民間委託」: 5、「要改善」: 20/3、「現行」: 10、と数値化し、それぞれ代入して得られた平均数値を表3に表した。各仕分け人の出した評定も同様に数値化した。自治体によって仕分け人の人数が異なるため、本調査では員数が5となるよう数値化して揃えている。

### (表 2)

	不 要	国・民	民間委	要改善	現行	計
		間	託			
公民館運	4	8	7	2 9	1	4 9
営・事業						
図書館運	4	О	7	4 7	9	6 7
営・事業						
博物館運	3	2	8	3 5	3	5 1
営・事業						
青少年教育	1 2	3	4	2 9	3	5 1
事業						
社会教育事	1 6	9	7	5 7	9	98
業						
(参考)「家庭教	3	О	0	5	0	8
育・婦人教育」						
社会教育	4 2	2 2	3 3	202	2 5	3 2 4
(324 事業)	(13.0%)	(6.8%)	(10.2%)	(62.3%)	(7.7%)	(100%)
全 事 業	667	3 1 0	2 2 3	2,565	6 1 1	4,376
(4376 事業*)	(15.2%)	(7.1%)	(5.1%)	(58.6%)	(14.0%)	(100%)

※4,421事業のうち、1自治体45事業の仕分け内訳は不明

### (表3)

	公民館	図書館	博物館	青少年	社会教	社会教育	全 事
					育	全体	業
平均数	5.408	6.542	6.078	4.967	5.476	5.667	5.794
値							
同上(各人	5.745	6.578	6.195	5.747	5.440		White land
の評定)							

全事業と比較すると、社会教育は「民間委託」と仕分けされた割合が大き

く「現行」の割合が小さいが、「不要」、「民間」と仕分けられた割合は全事業と同様の傾向にある。各分類ごとの数値は、図書館、博物館の事業のほかは 全事業よりも低く、青少年事業が最も低い数値となった。

仕分け結果の数値に比べて、各仕分け人の評定の数値の方はおおむね高い傾向にある。とりわけ、青少年教育は、事業によって評定が分散していることが覗える。一方「図書館運営・事業」は仕分けの平均数値と各仕分け人の評定が近似していることから、「要改善」あるいは「民間委託」の評定に集中していることが覗える。

#### (3) コメントの分析

仕分け人のコメントの全文に対して、比較対象の語句の存否を検索し、検 出された事業数を各分類ごとに整理した。(表 4, 5)

(表4)【管埤・連宮に関すること	【管理・運営に関すること	【管理	表 4)【	(
------------------	--------------	-----	-------	---

	受益者負担※1	経 費※2	事業の外部化※	事業の整理
			3	<b>※</b> 4
公民館 (n=44)	1 6 (36%)	2 3 (52%)	2 4 (55%)	18(41%)
図書館 (n=51)	3 (6%)	3 0 (59%)	3 6 (71%)	1 1 (22%)
博物館 (n=32)	1 4 (44%)	1 5 (47%)	1 3 (41%)	4 (13%)
青少年 (n=35)	9 (26%)	2 2 (63%)	1 5 (43%)	7 (20%)
社会教育事業(n=77)	2 6 (34%)	2 8 (36%)	28 (36%)	8 (10%)

※1 (利用者の)「負担」,「実費」,「受益」,「料」(受講料, 有料, 無料)

※2 「費」(実費を除く),「コスト」,(行政の)「負担」,(経費・コストの)「削減」

※3 「民間」,「民営」,「指定管理」「委」(「委ねる」,「委託」など),「アウトソーシング」, NPO

※4 「類似」、「重複」、「統合」、「一体」、「分担」、「包含」、「一元」、「競合」

管理・運営に関連性のある語句では、事業の外部化に関する語句は、図書館で最も多く用いられていることがわかる。また、経費に関する語句は、青少年教育、図書館に多かった。これに対して事業の整理に関する語句は、公

民館に比較的多くみられた。公民館の統合、あるいは事業と他の施設事業と の重複を指摘するコメントの存在が考えられる。図書館に対するコメントに 受益者負担の語句が少ないのは、無料の原則に立った論議を反映していると 考える。

			地域との連携	利用者ニーズ	事業の内容※	「子ども」・「子	職 員※
			×1	<b>※</b> 2	3	供」	4
公	民	館	1 6	1 1	2 9	1_	1 6
(n=4	14)		(36%)	(25%)	(66%)	(2%)	(36%)
図	書	館	2 6	2 5	2 5	8	1 6
(n=5	51)		(51%)	<u>(49%)</u>	(49% <u>)</u>	_(16%)	(31%)
博	物	館	7	1 1	1 6	5	5
(n=3	32)		(22%)	(34%)	(50%)	_(16%)	(16%)
青	少	年	8	1 5	23	1 1	3
(n=3	35)		(23%)	(43%)	(66%)	(31%)	(9%)
社会	教育	事業	2 2	2 7	3 4	9	1 0
(n=7	77)		(29%)	(35%)	(44%)	_(12%)	(13%)

(表5)【事業の実施・内容に関すること】

※1 「協働」,「ボランティア」,「連携

※2 「(事業の)評価」,「質」,「調査」,「把握」,「ニーズ」,「分析」,「満足度」,「アンケート」

※3 各分類に共通して「趣味」、「教養」、「利用」、「活用」、「参加」 その外公民館、社会教育

事業:「講座」,「学級」,「活動」,「学習」 図書館:「書籍」,「本」,「図書」,「活動」 博物館:「展

示」,「資料」,「保存」,「保管」 青少年:「体験」,「活動」,「学習」,「宿泊」

※4 「職員」,「主事」,「司書」,「学芸員」

地域連携,利用者ニーズに関する語句は、図書館に関する事業の中で最も 多く用いられていた。一方、青少年教育、公民館に関する事業には、事業内 容に関する語句の出現率が高かった。また、青少年教育を除くと、子どもを 視点にしたコメントが少ない。

#### 4 考察

表 4 , 5 で掲げたコメントで用いられている語句の数の全体を世論調査のデータと比較した (表 6 , 7)。

(表 6)「規制改革・民間開放に関する特別世論調査」(平成 17 年内閣府) 問 4 の回答割合との比較

行政サービス向上のために推進すべき	回答割	コメントの語句	事業
事項	合		数
無駄な施設やサービスを廃止し, 職員を	5 9 %	経費削減,事業の	166
再配置する		整理	
住民の意見をよく効いて利用者ニーズ	49%	利用者ニーズ	8 9
を把握する			
接客業務に関する研修など職員個人の	3 1 %	職員	5 0
スキルを上げる			
補助金を見直し,民間企業との競争を進	2 9 %	事業の外部化	116
める			
行政サービスの民営化を進める	2 4 %		
行政サービスの民間委託を進める	20%		

#### (表7)「生涯学習に関する世論調査」(平成20年内閣府) 問10の回答割合 との比較

生涯学習の振興方策 (一部略)	回答割	コメントの語句	事業
	合		数
生涯学習関連施設などにおけるサービ	3 9 %	事業の内容	127
スを充実する			
情報一元化など生涯学習に関する情報	2 7 %	地域との連携	7 9
を得やすくする			
生涯学習を支援する地域の人材を育成	26%	利用者ニーズ	8 9
する			

住民のニーズや満足度などを把握し,反	2 2 %	職員	5 0
映していく		:	
生涯学習に関する専門職員を育成する	21%		
		:	

行政サービス向上のために推進する事項として最も多く回答された、「無駄なサービスの廃止」や「職員の再配置」に対応する語句が、本調査でも最も多くを占めている。次いで、「事業の外部化」に関する語句が多かったのは、世論調査の「行政サービスの民営化・民間委託化」の回答を合わせた数字に対応している。生涯学習の振興方策に関しても、回答割合と語句の数は、ほぼ同じような傾向にあることがうかがえるが、両方の調査に共通して職員に関する語句は他に比べて相対的に少ないことが覗える。また、この全体の数値と各分類ごとの数値との比較は、それぞれに内在する課題を反映するものと考える。

#### 5 まとめ

本調査から、各地で行われている事業仕分けは、全体として社会教育事業が、他よりとりわけ厳しく仕分けられているわけではないこと、世論調査の平均的な視点に基づいて仕分けが行われていることがわかる。また、一定の受益者負担を求めていること、子どもの視点が他と比べて少ないことが推察される。

事業仕分けの結果は行政の最終判断ではなく、それを踏まえて行政当局が 方針を最終決定する仕組みとなっている。今後は、「廃止」、「民間」、「現行」 と仕分けされた個々の事業の背景や地域の事情、その後の推移などを、首長 部局の事業と比較しつつ総合的に分析することが考えられる。

【本稿は日本生涯教育学会第 31 回大会(2010.11.27)での発表資料である】

### 参考資料

#### 1. 調査対象の自治体一覧

北海道 滝川市, 恵庭市, 登別市, 札幌市, 釧路市

秋田県 横手市

宫城県 岩沼市,大崎市

福島県 南相馬市

栃木県 足利市, 鹿沼市, 大田原市

群馬県 桐生市、富岡市

茨城県 土浦市

埼玉県 久喜市,草加市,騎西町,富士見市,和光市,深谷市,ふじみの市,所沢市,川越市

千葉県 館山市, 習志野市, 四街道市, 柏市, 流山市

東京都 町田市,稲城市,多摩市

神奈川県 厚木市,大磯町,寒川町,藤沢市,小田原市,鎌倉市,横須賀市,相模原市,開成町

新潟県 新潟市

山梨県 甲府市,都留市

長野県 須坂市

静岡県 静岡県, 熱海市, 浜松市, 沼津市

愛知県 高浜市,常滑市

三重県 亀山市,松阪市

滋賀県 大津市, 高島市, 草津市, 栗東市, 安土町, 甲賀市, 長浜市, 守山市, 湖南市, 米原市,

近江八幡市

京都府 長岡京市

大阪府 大阪市, 門真市, 枚方市, 堺市

兵庫県 加西市,淡路市

奈良県 奈良市

岡山県 岡山市

鳥取県 北栄町

島根県 出雲市,美郷町

広島県 広島県

山口県 柳井市,周南市

香川県 高松市

徳島県 鳴門市

福岡県 福岡市, 直方市

長崎県 五島市

熊本県 八代市

沖縄県 沖縄県

# 2. 事業仕分けの対象事業数及び結果(全体)

1		11/25:05	~\ <b>&amp;</b> \#	r#a.⊩	民間・国・県・市町村	民間委託化· 市民協働	要改善	現行	合計
*****		H年度	対象数	廃止		市民協働			34
<b>滝川市</b>	1	19	34 52	9	5 3		16 33	4 7	52
恵庭市	1	20 21	52 45	9 1	2		31	11	45
		22	26	0	0		14	12	26
厚木市	1	19	37	8	3		24	2	37
久喜市	i	19	44	2	9		27	6	44
大磯町	1	19	22	5	3		14	0	22
7 (P)2.1.1	•	20	9	0	0		9	0	9
草加市	1	20	40	15	5	4	14	2	40
町田市	1	20	34	5	4		22	3	34
館山市	1	19	21	2	2		15	2	21
		20	9	3	0		6	0	9
		21	7	1	1		5	0	7
		22	6	0	0		5	1	6
習志野市	1	20	32	9	6		15	2	32
寒川町	1	20	20	4	3.		13	0	20
騎西町 <sub>(羽生</sub>	1	20	20	4	4		11 25	1 5	20 45
富士見市	1	21	45 26	11	4 3		16	2	26
藤沢市	1	21 22	20 44	5 1	3	6	24	10	44
小田原市	1	21	80	24	9	0	46	10	80
足利市	1	21	63	10	6	6	33	8	63
Ver. 1.0.114	•	22	16	0	2	-	12	2	16
和光市	1	21	45	12	4	2	24	3	45
甲府市	1	20	32	5	6		18	3	32
		21	104	10	15		61	18	104
		22	50	4	3		35	8	50
都留市	1	19	10	1	2		7	0	10
		20	20	2	2	0	9	7	20
		21	9	2	0	1	4	2	9
劫运士	4	22	8	2 2	1 5		4 67	1 29	8 103
熱海市 浜松市	1	18 20	103 61	18	7		28	29 8	61
洪仏川	1	22	31	0	2		28	1	31
静岡県	1	21	103	12	14	6	53	18	103
11111111	•	22	110	16	11	2	65	16	110
大阪市	1	20	20	1	2	11	6	0	20
		21	44	14	4	8	18	. 0	44
		22	30	7	3	8	12	0	30
高島市	. 1	18	92	5	13		53	21	92
		19	54	0	0	_	36	18	54
		20	21	0	4	2	12	3	21
加西市	1	20	30	7	1	3	18	1	30
十油士	1	21 20	6 21	0	0 1	0	5 10	1 2	6 21
大津市	1	21	25	4 6	2	4 3	14	0	25
Į.		22	23	8	0	2	10	3	23
奈良市	1	21	63	14	2	12	32	3	63
WW.11	•	22	37	9	2	7	13	6	37
草津市	1	21	21	7	1	5	8	0	21
		22	32	12	3	5	10	2	32
岡山市	1	18	16	4	0	1	10	1	16
		19	12	2	0	0	10	0	12
		20	4	0	0	2	2	0	4
114 237 m-	_	21	2	0	0	0	1	1	2
北栄町	1	20	8	2	0		6	0	8
		21	8	2	1		5	0	8
<b>广</b> 自自	4	22	8	1	2		5	0	8
広島県	1	21 22	26 105	6 22	2 6		13 55	5 22	26 105
高松市	1	22	105	1	3	6	0	0	105
ווית (וים)	1	22	10	4	0	1	5	0	10
直方市	1	20	19	3	1	,	15	0	19
栗東市	1	18	57	Ö	o l		37	20	57
		19	60	0	2	2	30	26	60
安土町৻近江	11	18	45_			内訳不明			45

甲賀市	1	18	55	3	2		43	7	55
長浜市	1	19	101	3	4	21	47	26	101
		20	24	2	1	4	14	3	24
亀山市	1	22	21 84	5	4	16	11 29	1 35	21 84
更川川	1	19 20	36	2 3	2 5	16 8	29 14	35 6	36
		22	35	6	0	2	19	8	35
守山市	1	19	61	2	3	2	38	18	61
4) htt.ii)	ı	20	71	5	3		43	20	71
湖南市	1	19	42	7	ő	6	27	2	42
長岡京市	1	21	20	6	2	3	9	ō	20
121-177(1)	·	22	22	4	1	3	13	1	22
福岡市	1	20	11	4	4	0	3	0	11
		21	19	5	2	0	12	0	19
		22	24	3	1		20	0	24
登別市	1	21	11	0	1	0	7	3	11
·		22	8	0	3		5	0	8
横手市	1	18	20	1	3	0	16	0	20
		19	36	8	8	0	20	0	36
		20	31	6	2	0	13	10	31
		22	30	4	0		25	1	30
富岡市	1	22	18	5	2	2	9	0	18
桐生市	1	22	20	5	0	0	13	2	20
鹿沼市	1	22	42	9	3	0	27	3	42
土浦市	1	22	27	7	1	0	17	2	27
深谷市	1	22	22	5	1_	0	16	0	22
ふじみのす		22	34	3	5	_	23	3	34
所沢市	1	22	41	4	3	5	25	4	41
四街道市	1	22	30	7	5		17	1	30
稲城市	1	22	21	5	0	6	9	1	21
鎌倉市	1	22	33	11	3		19	0	33
横須賀市	1	22	41	6	0		34	1	41
相模原市 開成町	1	22 22	40	15	2		22 14	1	40 16
用成凹 新潟市	1	22	16 34	1 8	0	6	18	1	34
沼津市	1	22	44	6	1	0	35	2	44
高浜市	1	22	47	7	0		35	5	47
松阪市	1	22	32	5	1	2	19	5	32
門真市	1	22	22	7	<u> </u>	4	9	1	22
枚方市	1	22	36	10	Ö	•	22	4	36
淡路市	1	22	20	4	Ō		13	3	20
出雲市	1	22	33	11	2	1	19	0	33
美郷町	1	22	22	4	0		11	7	22
柳井市	1	22	13	3	1		7	2	13
五島市	1	22	20	6	0		12	2	20
札幌市	1	22	69	14			50	5	69
釧路市	1	22	14	3	0		7	4	14
岩沼市	1	22	10	1	0		2	7	10
大崎市	1	22	30	1	5		21	3	30
南相馬市	1	22	60	6	1		21	32	60
大田原市	1	22	21	3	0		16	2	21
川越市	1	22	8	3	0		5	0	8
柏市	1	22	38	10	3		21	4	38
流山市	1	22	9	2	0		5	2	9
多摩市	1	22	12	2	0	4	10	0	12
須坂市	1	22	24	4	2	1	17	0	24
常滑市	1	22	27	4	3	2	20	0	27
米原市	1	22	29	3	1	3 7	18 20	4	29
近江八幡		22	34 32	2 1	2 0	/	20 28	3 3	34 32
堺市 鳴門市	1	22	10	0	0		28 10	0	10
	1	22 22	22	9	1		10	0	22
周南市   八代市	1	22	75	4	0	14	43	14	75
沖縄県	1	22	100	7	5	17	82	6	100
合計	86		4421	667	310	223	2565	611	4421
н н і	UU		114,1		010		2000	U 11	1141

# 3. 対象事業のうちの教育委員会関係の事業の内訳

		H年度	対象数	コメント	教育委員会 関係の事業	うち首長が 執行	社会教育課関係 (一部他課含む)	うち社体・ 文化関係	分析対象の 事象数	うち首長が 執行	公民館事業	うち首長が 執行	! ! ハコモノ !	社会教育事業
滝川市	1	19	34	1	7		5	1	4				! !	2
恵庭市	1	20 21	52 45	1	13 7		7 3	2	5 3		1		! !	
		22	26	1			3		3				1	1
厚木市	1	19	37		11	3	5		5	3			 	3
久喜市 大磯町	1	19 19	44 22	1	10		9	4	5		1		l I	3
人版叫	1	20	9	1	3		3	2	2		1		1 1	
草加市	1	20	40		2		2	0	2				l .	1
町田市	1	20	34	-1	6	2	3 1	0	3	2			! !	
館山市	1	19 20	21 9	1	4		<u> </u>	0	ı				1	
		21	7	1	2		1	0					l	1
22 + 07 +		22	6	1	PROGRAMME STATE OF COLUMN STATE		2	0			1		1	
習志野市 寒川町	1	20 20	32 20	1	9 5		6	0	6 3		2		1	3
騎西町 <sub>(羽生市)</sub>		20	20	1	5		3	3	J		'		! !	
富士見市	1	21	45	1	8		6	0	6		4		1	2
藤沢市	1	21 22	26 44	1	7 5	1	2	0	2	1	1		1	1
小田原市	1	21	80	1	26		13	0	13	,	3		2	2
足利市	1	21	63	1	12		2	0	2				l L	1
和光市	1 1	22 21	16 45	1	5 9	1	1	0	3	1	1		. 1	
甲府市	1	20	32	1	6		3	0	3	1	1		1	1
		21	104	1	19		7	0	7		1		l	4
±07 €77 <del>- + -</del>	-	22	50	4	15		2	1	1		4		) '	1
都留市	1	19 20	10 20	1	3 4		3 2	0	2 2		1		1	1
		21	9	1	2		1	0	1				l	,
+4.764		22	8		2		1	1					l L	
熱海市 浜松市	1	18 20	103 61	1	12 5	1	5 1	0	5 1	1	1		1	
然位刊		22	31	•	6	4	4	O	4	4	1	1	1	
静岡県	1	21	103	1	16	1	3	0	3	1			1	
大阪市	1	22 20	110 20	1	10 2		4	0	4				E	
7 W 11	<u>'</u> -	21	44	1	5	1	2	0	2	1			 	2
		22	30	- 1	3		2		2				l 1	1
高島市	1	18 19	92 54	1	19 10		7 5	0 4	7		4		4	
No. 1999. Also that the second special process of the second		20	21	1	8		J	4	1				l	
加西市	1	20	30	1	2	1	1	0	1	1				
大津市		21 20	6 21	1	3	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1	0	4				l <del> </del>	1
人/手巾		21	25		3		3	0	3	1	1		<u>.                                    </u>	1
		22	23	- 1	7		3	0	3					3 2
奈良市	1	21	63	1	13	8	.8	0	8	. 8	1	1	1	2
草津市	1	22 21	37 21	1	2 6	1	5	2	3	1	1	1		
		22	32		6	1	3		3	1			I I	3
岡山市	1	18	16 12		3	1	1	0	1				l )	
		19 20			2		1	0					l	
		21	4 2 8 8	1									l	
北栄町	1	20	8	1	3		2	1	1				l <del> </del>	1
		21 22	8	1	2		1	.0					l I	
広島県	1	21	26	1	1		1	0	1				I I	
		22	105		12		1		1					1
高松市	1	21 22	. 10 10	1	1		1	. 0					1	1
直方市	1	20	19	1	3		1	0	1	1	1	1	1	
栗東市	1	18	57		9	August 10 to 1 to 1000 for the section	6	1	5				l	2 2
安土町低缸八	1	19 18	60 45	1	15 10	allegation are the street and the street	9 2	3 0	6		1		1	2
甲賀市	+	18	55	1	3		1	0	1		'		i	
長浜市	1	19	101	1	17	4	7	0	7	4			l	3
		20	24 21	1	2 4	1 3	2 3	0	2	1 3	1	1 1	1 1 1	2
亀山市	1	19	84	ı	9	J	ە 4	1	3	1	1	,	t I	2
		20	36		6		4	0	28				1	1
		22	35		5		1		1				I L	1

うち首長が 執行	ハコモノ	図書館事業	うち首長が 執行	ハコモノ	博物館事業	うち首長が 執行	ハコモノ	青少年事業	うち 首長が 執行	ハコモノ	婦人家庭 事業	社会体育事業	文化芸術 事業	社会合計
	1	3		1	2 2		2				Valence in the second of the s		1 2	
2	1	2			1			1			1			3 3 5 9 2 3 2 3
		1		1	1		1					1 1	3	2
		1			2	2		1		1				3
														0
		1		1			1					2	1	6 3
	1	1		_1	1			1	1					6 2
		4		2				4		1				13 2
		1		1	1			1	1					3 3
		1			1		1	1				1		2 6 3 3 6 2 3 13 2 1 3 3 7 2 2 3 3 2 1 3 2 1 3 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1
	<u>.</u>	2			1	1	1	1		1			1	1 1 5
		1	1	1	2	2	. 2							
		1			1	1	1	1		1	3			3 4 1
1		1	-	1	1		1	1						4 3 4 1 2 2 7 5 0
		1	1	1	1		1						4	
					1		1	1	1					0 1 3
2		1	1	1	2	2	2	2	2	2				3 3 8
1		2		2	1	1	1					2		5 3 1
	7	1		1								1		1 0 0 2 1
	1	1										-		
		1		1			-			-				1
		1		1	1		1	1				1		1
		1		1	1			1 2				1	2	6 9 2 1
3		1		1	2		1	1	1					1 7 2
2		1 2			1	1					-		1	7 2 3 4 4
		2		1				1		1				4

Court	1	1 10	0.1	1	11	T		1	4	ſ	1 1	Γ	1 1	T 7
守山市	1	19	61 71	1			5 5	1 0	4 5		1		<del></del>	2
湖南市	1	19	42	1			5	1	4		1	1	1	
長岡京市	1		20	1			2	0	8		·		<del> </del>	1
20, 377011		22	22	1	Market Strategy Company Compan		5		5				I '	2
福岡市	1	20	11	1									I	
		21	19	1			2	0					I	1
	,	22	24	_ 1		<u>2</u>	2		2	2		,	<u> </u>	
登別市	1	21	11	1			2	0	0				1	1
#	j - j	22	8	1	Section 2 to 3 to 5	r	2	C	2				ĺ	2
横手市	1	18	20	1			1		1				! !	
		19 20	36 31	1	4		1	0	0 ' 1				<u> </u>	1
		22	30	1	4	The state of the s	2	١,	2			1	1	1
富岡市	1	22	18	,	6	1	3		3	1			i	1
桐生市	1		20		2				_				l	·
鹿沼市	1	22	42		9		3		3				1 I	1
土浦市	1	22	27	1	4		2		2				! !	1
深谷市	1	22	22		4		1		1				1	
ふじみの市		22	34	1	13		11		11		4		4	
所沢市	1	22	41	1	5		2		2				1	1
四街道市	1	22	30		9		2		2				<u></u>	1
稲城市 鎌倉市	1 1	22 22	21 33	1	7 6	1	3		3	1	2		1	1
横須賀市	++	22	41		7	3	3		3	3			l	1
相模原市	1	22	40	1	4	٠	2		2				l	1
開成町	<del>   </del>	22	16	<del>-</del>	1									·
新潟市	1	22	34	1	4		3		3		1		ı 1	2
沼津市	1	22	44		13		7		7					
高浜市	1	22	47	1	10	3	3		3	3	1	1	! 1	
松阪市	1	22	32		8		3		3				1	1
門真市	1	22	22	1	5		3		3		1		1 1	1
枚方市	1	22	36		7		2		2				l 	1
淡路市	1	22	20		4		3		3				!	
出雲市	1	22 22	33 22	1	4		2		2 3					1
美郷町 柳井市	1	22	13	1	6 2		5	2	ა				<u> </u>	2
五島市	+	22	20		4		1		1		1		1	
札幌市	Ι'n	22	69	1	5		5		5		1		·	2
釧路市	1	22	14	·	6		3		3					1
岩沼市	1	22	10		2		1		1					
大崎市	1	22	30		5		2		2		1			1
南相馬市	1	22	60				1		1					
大田原市	1	22	21		7		1		1			***************************************	L	
川越市	1	22	8		1				_					ļ
柏市 流山市	1	22	38	1			3		3		1			1
多摩市	1	22 22	9 12		3		1		1				· 	-
<u>多摩巾</u> 須坂市	1	22	24		4	1	3		3	1				1 2
常滑市	1	22	27	1	5		2		2		1		1	
米原市	1	22	29		3		3	1	2		<u> </u>		1	1
近江八幡市		22	34		5	2	3	1	3	2				
堺市	1	22	32	1	3		2		2	1				
鳴門市	1	22	10	1	2		1		1					
周南市	1	22	22	1	11		5		5					
八代市	1	22	75	1	11		5		5	1	1			2
沖縄県	1	22	100		14	3	3		3	3				
合計	86		4421	96	770	57	357	33	324	57	49	7	32	98
		-1		l. L. 1	489	nter with 1 then	217	\	教委 270事					
L		これま	ピに行れ	ンオレブニネ	I云教育	野業に関す	る拳薬性を	プリナ 致(半成	22年11月15	日刊明分	まで)			

10	0	07	4	ა ყ	JI	10	40	<u> </u>	1/	14	0	10	1 /	
13	8	67	4	39	51		40	3 51	3		8	16	17	3
	1	5		5	1			1	1					
		1 1		1	1	1	1							
	,	1		1	2	2	2							
	1	1		1								1		
					1	1	1							
		1												
								1		1			,	
								1						
		1												
		1		1										
					2		1	2		1	1			
												The first of the Control of the second	and the second s	
					1	***************************************	1					2		
		1		1	1		1	1			Sagari Miller expelier (basi light)	to magazine to commitment of 122 agr	a in the second of the second of	Ingles on their lands
		1									Santaineagye iyeriya i i ngagerini Santaineas		gruppy on a garage particular de	***************************************
								1 2 1						
		2			3 1	1	3	2	1	1				~
	1	1		1										
1								2	2	2				
1		1		1								To be an extend or enterteen the enterteening of		
		1												<b></b>
		1		1	1		1				1			
								1						
		1		1				1		1				ļ
	1	-			2	1	2							
					2		n							
														<b> </b>
				1 ( * ) * ) * ) * ) * )	· ·	212								
								2	2		1			
					1									
					1		1	3		1				
		1		1				1				1		
		1						2			1			

公民館事業の仕分け結果

1
- 1
]催講

(個別評価数は48) ※斜体太字は首長部局所管を示す(以下同じ)

図書館事業の仕分け結果

																																								$\Box$	
現行	,-	ļ	<b>,</b>		9	7	-		0	0	က	0	0	0	-	0	0		0		0		0	0	0	0	_	0		_	0			0		0	5	_		18	
要改善	5	5	5		_	0	4		5	5	-	5	3	5	3	4	-		5		4		5	5	4	9	4	0		2	5			0		3	12	3		20	
民間委託·市民協働																	4				0						0	5		2				5		2	10	20			
民間・国	0	0	0		0	0	0		0	0		0	0	0	0	0	0		0		2		0	0	2	0	0	-		0	0			0		0	1	2		0	
不要	0	0	0		0	0	0		0	0	Ō.	0	2	0	1	0	0		0		0		0	0	0	0	0	0		0	0			0		0	0	2		0	
評価	要改善	要改善	要改善		現行	現行	要改善	要改善	要改善	要改善	現行	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	市(民間多		要改善		要改善		要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	民間活用		要改善	要改善			民間委討		要改善	要改善	民間委討		要改善	
	1私立幼稚	館運営事業	1 学校図書館推進事業		料の整備	書館の蔵書整備	維持管理事業·自主事業	等貸出事業	管理運営事業	書館運営事業	民図書館運営管理	図書館運営管理事業	ライブラリー運営管理事業	原文学館運営管理事業	遺産活用事業	足利図書館寄託図書購入	館管理運営·施設整備		1]蔵書整備事業		1 ブックスタート事業		書館移転	1 図書等購入事業	ックスター	書館運営	中図	書普及事		1 図書館の機能充実	1 図書館(6施設)			1   図書館管理運営事業		1 図書館運営事業	津市立	1 南草津図書館運営事業		1 図書館関係業務	
H年度 図	20			21	22		19	20	20	20	21	21				21	21	20	21	19	20	21	18		20	22	21	20	21	22	18	19	20	20	21	21	21		18	19	20
	惠庭市						久喜市	町田市	習志野市	寒川町	藤沢市	小田原市				足利市	和光市	甲府市		都留市			熱海市		浜松市		静岡県	大阪市			高島市			加西市		奈良市	草津市		岡山市		

		動図書館車事業		4	0		8	0
1 図書館運営費 1 図書館運営事	図書館運 図書館運	茅	要改善担行	0	0 0		5	0 8
1 視聴覚う	視聴覚う	<u>リ</u> 一備品購入事業	要改善	0	0		4	0
1 図書館事	図書館事		要改善	0	0		3	2
1 図書館運営事		営事業	要改善	0	0		က	2
		理運営事業	民間委託	0	0	3	2	0
1 中公中區 7	1年94年19		# # #		(		•	
区青路寺	図書語事図	· 事	数 以 所 所	٥١٥	0 0		4 0	-
1 関図書館運営管理	関の書館	事業	民間参討			0 00	2	
1 図書館	図書館		現行	0	0	0	-	4
1 図書等整備	図書等整備		要改善	0	0		4	_
1 湖南市立図	湖南市立図	5理運営事業	要改善	0	0	0	4	<b></b>
1 図書館管理	図書館管理	業	要改善	0	0		5	0
1 上福岡・大	上福岡•大	館管理運営事業	要改善	0	9		10	4
1 図書資料等	図書資料	<b>荃理事業</b>	要改善	0	0	1	4	0
1 視聴覚ライ	視聴覚ライ	-運営事業	不要	17			4	0
1 図書館運	図書館運;		要改善	0	0	1	3	0
1 視聴覚ラ~	視聴覚ラ~	-施設運営事業	要改善	2	0		3	0
1 図書館資料	図書館資料	事業	要改善	1	0		22	8
1 図書館情	図書館情	フーク事業	要改善	-			20	6
1 自動車文	自動車文	事業	要改善	2	0		4	0
1 図書館事	図書館事		現行	0	0		2	3
1 図書館運	図書館運		現行	0	0	_	1	5
1 図書整備	図書整備		要改善	0	0		3	2
1 図書館夜	図書館夜	開館事業	現行	0	0		2	4
1 図書館管	図書館管	業	要改善	0	0		7	0
1 みんなで	みんなで	う事業	現行	0	0		-	4
1 図書館施	図書館施	<b>育理事業等</b>	民間委討	0	0	6	1	0
1 図書館管	図書館管	等	要改善	0	0		12	1
1 図書館管		業	要改善	0	3		9	0
1 中央図書	中央図書		要改善	0	0		4	0
1 新南陽区	新南陽区		要改善	0	0		4	0
1福川図書	福川図書		不要	2	<b>1</b>		-	0
1 熊毛図書	熊毛図書		要改善	0	0		3	
1 鹿野図書	鹿野図書		要改善	0	0		က	-
67								
五九二二十十五岁(-	- A	<b>☆</b> (1+66)						

-51-

博物館事業の仕分け結果

<u>+</u>	H年度   博物館	博物館事業	評価	不要	民間,国	民間委託·市民協働	要改善	現行
ᄪ	19 1	業	不要	3	<b>~</b>		2	0
	1		不要	. 4	<b>,</b>		<b>,</b> —	0
恵庭市	20 1		要改善	0	. 0		5	2
	<b>—</b>		当·国	0	4		<del></del>	2
厚木市	19 1	郷土資料館活動推進事業費	要改善	0	0		4	<b></b>
大磯町	19							
	20 1	郷土資料館維持管理事業	要改善	0	0		5	-
田田	20 1	国際版画美術館管理業務	要改善					
		<b>博物館管理事務</b>	不要					
館山市	19 1	企画展・特別展の開催	要改善	0	0		5	0
	20							
	21							
	22 1	市立博物館の管理運営	要改善	0	0		4	7
藤沢市	21							
	22 1	博物館資料公開活用費	要改善	0	0	0	4	-
足利市	21							
	22 1	市立美術館企画展示経費	要改善					
甲府市	20							
	21 1	民俗資料館費	田昌		က		2	0
都留市	19							
	20							
	21 1	運営:企画周	民間委託	0	0	3	2	0
熱海市	18 1	析館	要改善	0	0		5	0
公市	20							
	22	<i>博物館運営·整備事業</i>	要改善	0	0		9	0
	22 1	美術館運営・整備事業	要改善	0	-		3	2
田県	21 1	美術館運営事業費	民間委託	0	0	3	2	0
島市	18 1	近江聖人仲江藤樹記念館	要改善	0	<b>—</b>		2	2
	19 1	資料館(3施設)	要改善	0	0		4	<b>-</b>
	20							
大津市	20							
	21 1	科学館事業	要改善	0	0	2	က	0
奈良市	21 1	写真美術館管理運営事務	民間委託化	0	0	4	_	0

		1   奈良市美術館運営管理事務	民間委託化	_	0	4	0	0
草津市	21							
岡山市	18	1 デジタルミュージアム (総合博物館)のあり入	要改善	9	5		26	3
	19	-						
	20							
	21							
栗東市	18	1 歴史民俗博物館管理運営事業	要改善	0	0		4	-
	19		現行	0	0		1	2
長浜市	19		民間委託化	0	0	4	1	0
		事業	要改善	0	0	0	3	2
	20	·業	要改善	0	0	2	3	0
亀山市	19	1 <i>歴史博物館事業</i>	要改善	0	0	2	3	0
	20							
長岡京市	21	1 記念館管理運営事業	民間委託化	0	0	5	0	0
福岡市	20							
	21	1 アジア美術館交流・研究事業	要改善	T	2		2	<b></b>
横手市	18							
	19							
	20							
	22	1 石坂記念館費	要改善					
	22		要改善					
富岡市	22	<i>•術館管理事業</i>	要改善	<b>-</b>	<b>.</b>	9	7	0
	22	当事業	要改善	0	0	5	7	0
ふじみの市	22	3土博物館管理運	要改善		4		13	2
沼津市	22		要改善	6	5		16	4
	22	]費	要改善	4	4		12	J
	22	管理運営費	要改善	4	3	0		13
高浜市	22		要改善	5	4		13	_
淡路市	22	1 歴史民俗資料館管理運営事業	要改善	0	<b>.</b>		4	0
出雲市	22		要改善	0	<b></b>		13	7
美郷町	22		要改善	0	0		9	0
釧路市	22	1 市立美術館開催費(常設・企画展)	要改善	0	<b>-</b>		2	7-
			現行	0	<b></b> -		<b>Y</b>	2
須坂市	22		要改善	0	0	2	3	0

						田田田 歩きで 年 光 40)	1)	
						51		4
2	,-	0	0	0	現行	1 博物館特別展覧会事業	22	八代市
9	8		2	0	要改善	1 博物館管理事務	22	堺市
0	-	9	0	0	民間委託化	1 かわらミュージアム施設維持管理・運営事業		
0	3	4	0	0	民間委託化	1 資料館等施設維持管理・運営事業	22	近江八幡市

(個別事業評価数46)

青少年事業の仕分け結果

	H年度 青少年	年 青少年事業	評価	不要	天間·国	民間委託·市民協働	要改善	現行
恵庭市	19							
	20							
	21		要改善	<b>,</b> , ,	<b>—</b>		3	_
厚木市	19	易維持管理事業費	不要	3			2	0
草加市	20	1   奥日光自然の家管理運営事業	不要					
藤沢市	21							
	22	青少年相談関係費	現行	1	0			3
小田原市	21	1 放課後児童クラブ等運営事業	要改善	0	0		5	0
		1 青少年体験学習事業	民間	<b></b>	3		2	0
		1 青少年交流交歓事業	不要	3	0		2	0
		1  塔/峰青少年の家運営管理事業	不要	2	0		0	0
和光市	21	1  青少年団体活動支援	不要	5	0	0	0	0
甲府市	20	1 青少年健全育成	要改善	0	0		5	0
	21							
都留市	19	1 のびのび興譲館事業	要改善	0	0		5	0
	20							
	21							
熱海市	18	盟軍軍	民間	0	4		<del></del>	0
静岡県	21	1  青少年の家等指導・運営/施設管理事業費	要改善	0	1	0	4	0
	22	リーダー養成	不要	4	0		-	0
高島市	18	事業	要改善	0	0		4	<b>,</b>
	19							
	20							
大津市	20							
	21		不要	3	0	0	2	0
奈良市	21		民間委託		1	3	<b>,</b>	0
			不要	5	0	0	0	0
栗東市	18		要改善	<b>,</b>	0		2	0
	19		要改善	0	0		2	2
			国実施	0	2		2	0
長浜市	19	青少年野外活動事業	要改善	0	0	2	3	0
	20							
亀山市	19							

	20	1 鈴鹿峠自然の家施設管理事業	民間委託	0	0	3	2	0
中口市	19							
•	20	1 遊々ホリデークラブ活動事業	要改善	1	0		3	_
		1 野洲川冒険大会実行委員会負担金	要改善	0	2	0	3	0
湖南市	19	1 障がい児の学校外活動事業	現行	0	0	0	0	5
長岡京市	21	,		,				
	22	1	不要	3	0	0	2	
	22	1 指導者育成事業補助金	要改善	0	0	0	5	0
	22	$ \cdot $	民間委託	0	0	3	2	0
福岡市	20							
	21							
	22	1 青少年団体育成支援	要改善	0	0	0	9	0
	22		要改善	0	0	0	9	0
鹿沼市	22	1 自然体験交流センター維持管理	要改善	0	0		5	0
土浦市	22		不要	8	2		3	+
深谷市	22	1 青少年健全育成環境づくり事業	要改善	2	0		3	0
横須賀市	22	1  <b>青少年の家運営管理費</b>	要改善	2	2		18	3
		1  <i>青少年会館運営管理費</i>	要改善	2	3		17	3
沼津市	22	1 ゆめとびら舟山運営管理費	要改善	6	8		15	2
	22	1 少年の船事業	不要	14	4		13	3
高浜市	22	1 青少年健やか育成振興事業	要改善	8	<b></b>		15	0
松阪市	22	1 青少年育成市民会議補助金	要改善	0	0	2	3	
		1 青少年センター運営事業費	要改善	0	-		4	0
門真市	22	1 青少年活動センター運営事業	不要	7	2	4	9	3
淡路市	22	1 青少年センター運営事業費	現行	0	0		,	4
札幌市	22	1 定山渓自然の村運営管理費	要改善	0			9	0
		1 野外教育事業費	要改善	2			4	0
大田原市	22	1 青少年交流事業	要改善	0	0		5	0
柏市	22	1 青少年センターの管理	要改善	2	0		2	2
八代市	22	1 <i>青少年健全育成事業</i>	民間委託	0	0	9	,—	0
沖縄県	22	1 <i>青少年健全育成啓発事業費</i>	要改善		0		3	0
		1  <i>青少年交流体験事業費</i>	要改善	0	0		4	0
		1 <i>青少年育成県民運動推進費</i>	要改善	0	<b></b> -		3	0
6 計		51 (個別評価事業数50)						

社会教育事業の仕分け結果

Г	0	9		-	0	0	-	-	<del></del>	0				0	т	0	0	0	Ψ-	5		0	0	0	T-	0	0	0	0	7	0	
現行																																
周	0	0	_	7	5	4	3	2	_	5				5	4	5	<u>_</u>	5	7	7		8	-	2	3	4	5	2	4	8	0	
				•	_,	,	`		·	٦,					,				1	1						,						
要改善																																
要引																																
協働																						1			0							
民間委託·市民協働																																
問委請																																
	0	0		0	0	0	0	2	2	0				0	0	0	0	0	5	1		0	0	0	0	0	0	က	<del></del>	0	0	$\dashv$
H																																
民間・																																
	9	0	_	0	0	1	2	0	<del>-</del>	0				0	0	0	4	0				2	4	3	0		0	0	0	_	5	
шV																																
不要																																
											動																					
		. 1		掤	掤	珊	珊		m-,	珊	:協(			珊	濉	珊	led.	改善	罪	罪		罪	led 4	led t	(華	量/	珊	m	(善	7善	led (	
評価	不要	現行		要改	要改	要改	要改	田間	民間	要改	中田			要改	要改	要改	不選	要改	要改	要改		要改	不選	不要	要改	要改	要改	田間	要改善	要改	不要	
					黄						-				<u>بر</u> برز									事業			(大)					$\exists$
	事業				業	費								継	カレ		継						無	即		業	当に	Ωm	業			
会教育事業	祖			業	話	事業費					ĄπΠ			<b>美事業</b>	三天		邮配					貫	催事	体補		<b>≢</b> 事	昆봹	-講習)	学事業			
# ·	店館	-July		丰事	市民大学教養講座開	5動			אוויף		民大学の運営			室推通	善(中	当費	刪	業	業			管理	轞	山田	業	.推到			$\mathbb{K}$		り貫	
教育	)通	事業		管理	業	員活	業	韋	事業	業	学の			教室	手	严严	<u>-</u> (15	岸温	成事			ダー	机机	実行	員事	ども教室推済	興事業(I	学習推進事業(I)	市民		育指導研究費	
社会教	0-	能進		隹持	<b>炎養</b>	標型	套君	推 推	能進	大学事業	Ϋ́			ども数	惟進	御	J.	如河	全育	業業			交流	大茶会実行	記憶	产制	辰 興	推進	推進市		記簿	
₩,	ンター	認		館	1	幸	.開	器	4.1	K				14	認	园	ルル	を	健?	式典事業		16-1	  S	K	極	子	認	認	部		育	
	斯セ	生涯学習推進事業		民会	民人	<b>阶数</b>	エイ	生涯学習推進費	市民大	高齡者大	うか市」			課後	生涯学習推進事業	放課後児童会運営費	調道	ふれあい塾運営事業	少年	人具		学習文化セン	「板橋秋の交流会	日垣口	社会教育指導員事業	課後	涯学	生涯学習推進	生涯学習	人共	会教	
	圈	生活		七	#	社会教育指導員活動事	玩	生	世	恒	15:			放課	生;	及	視	冷	丰.	说,		শ	厂桥	伯	社:	放	生	生	<u>世</u>	好.	社:	
	-	-		-	_	-	_	_	_	_	1			_	_	_		_		-		_			_	_	_	_	-		_	
倒																																
離			_	2	9	_		6				9	<u></u>	<u> </u>	<u>C</u>	<u> </u>	_	0	_		<u> </u>	2	<u> </u>		_	C	_	<u> </u>			2	6
ш.,	19		21	22	19			F			20	19	20	21	20			20	21		21	22	21		21	20	21				22	19
H年度																																
上						-				<u></u>			ļ		ır	-	-		TL.		_		15					_	-	<u> </u>		-
	HE		七		HE			七			七	Æ			野市			臣	見市		HE		原市		世	<del> E</del>						H
	三		惠庭市		厚木市			久喜			草加	館山市			記計			展三	世圖		藤沢		一出一		足利	甲府市						都留市
	無		刪		世			以 文		<u> </u>	世	엺		<u> </u>	IЖШ			夷	ᄪᄳ		密	<u></u>	区		旦	丗	<u> </u>	<u> </u>				팾

	20	-	情報未来館パソコン教室事業	民間	0	3	2	0	0
	21								
大阪市	20								
	21	_	<i>後事業</i>	民間活用	0	0	5	0	0
		-		要改善	2	<b>T</b>	0	2	0
	22	1	営事業	民誾	0	4	<del>,</del> —	0	0
大津市	20	-		要改善	0	0	<del>,</del> —	4	0
	21								
	22	Ţ	:来体験活動推進事	要改善	<b>—</b>	0		3	2
	22	_	情報提供システム整備事業	不要	3	0		2	<del></del>
	22	-	7.1)一整備事業	要改善	<b>,</b> —	0		3	<del>-</del>
奈良市	21	1		要改善	0	<del>,</del> _	0	4	0
		-	補助金	民間委託化		0	3	2	0
草津市	21								
	22	•	開設事業	民間	_	11	4	6	2
	22	Ţ		不要	15	1	<del>-</del>	10	0
	22	-	崔事業	要改善	3	2	5	16	2
北栄町	20	-	文化事業(文化会館, 文化センタ	要改善	0	2		4	0
	21								
広島県	21								
	22	1	推進事業	現行	2	0		<b>—</b>	3
高松市	21	1	生涯学習推進事業	民間委託等	0	0	7	0	0
直方市	20								
栗東市	18	1	地区別懇談会推進事業	要改善	0	<b>—</b>		2	2
		Ţ		要改善	0	0		3	0
	19	<b>—</b>		現行	0	0		<b>,</b>	3
		_		現行	0	0		Ψ-	3
長浜市	19	<b>T</b>	通学合宿事業	民間委託化	-	1.5	7-	1.5	0
		-	<i>事業</i>	目出	0	2	1	2	0
		<b>—</b>	新成人を祝うつどい開催事業	要改善	0	0	<b>7</b>	8	<b>Y</b>
	20								
	22	1		要改善		<del></del>	<del></del>	3	0
	22	<b>-</b>	<i>長浜市福寿大学開催事業</i>	不要	3	<b>-</b>	2	0	0

亀山市	19							
	20	催事業	要改善	0	0	0	3	2
	22	事業	<b>長</b> 改善	0	0	2	3	0
守山市	19		<b>長改善</b>	T	0		3	0
	20		<b>長改善</b>	0	0		2	2
		/初心者サポートセンター	<b>表</b> 改善	0	1	0	3	<b>T</b>
湖南市	19	<b>负育推進協議</b> :	て要	2	0	0	2	Ψ-
長岡京市	21	業	て要	4	0	0	1	0
	22		<b></b> 要改善	0	<del></del>	<b>T</b>	3	0
	22	<b>售事業</b>	<b></b>	0	0	0	5	0
福岡市	20							
	21	<b></b>	要改善	0	0		5	0
登別市	21		見行					
	22		<b></b> 要改善					
	22	·習推進講座	<b></b>					
横手市	18							
	19	1 生涯学習奨励員	<b>下要</b>	5	0		_	0
	20		<b></b> 要改善	0	0		5	0
富岡市	22	会教育館管理事業	要改善	0	0	က	10	T
桐生市	22							
鹿沼市	22		<b></b>	0	<b>,</b> —		4	0
土浦市	22	業(IT講習)	<b></b> 要改善	6	<b>7</b>	2	2	0
ふじみの可	22	<b>育推進事業</b>	<b>亨</b> 改善	6 2		12		0
	22	育推進事業(社会教育委員	<b>下要</b>	0 0		10		0
	22	推進事業	見行	0 2		9		12
	22	習推進事業	<b></b> 要改善	9	2		12	
所沢市	22	行事業	<b>夏改善</b>	0	7		4	0
四街道市	22	、式実行委員会負担金事業	見行	0	0		10	<del></del>
鎌倉市	22		<b>夷改善</b>	0	<del></del>		4	0
横須賀市	22	<i>いわいスクール運営事業</i>	要改善	က	<del></del>		1	10
相模原市	22	9一管理運	<b>子</b> 目	0	က	0	2	0
新潟市	22		<b></b> 要改善	0	0	2	5	0
		1 学校開放管理指導員委託費    要	要改善	0	0	3	4	0

松阪市	22		人権教育地域促進事業費	要改善	2	0		3	0
門真市	22	-	シャトルバス運行事業	不要	10	2	5	4	-
枚方市	22	-	成人祭「はたちのつどい」事業	廃止	3	0		2	-
出雲市	22	-	放課後子ども教室推進事業	民間委託化	3	0	6	5	8
美郷町	22	<b>T</b>		現行	Ţ			2	3
	22	<b></b>	金	要改善	0	0		4	2
札幌市	22	<b></b>	黄	要改善	2		,	4	0
		-	自管理	要改善	0			9	0
釧路市	22	<b>T</b>		現行	0	<del>,</del> —		, —	2
大崎市	22	,	教育指導員設置	民間	0	7		2	-
柏市	22	<b>,</b>	視聴覚ライブラリーの管理運営	不要	4	1		1	
流山市	22							ŕ	
多摩市	22	-	学級·講座等社会教育事業	要改善	0	0		3	2
須坂市	22	-	放課後子どもプランの開催	不要	5	0	0	0	0
		<b>,</b>	町別人権同和問題学習会	要改善	0	0	0	5	0
常滑市	22								
米原市	22	<b></b>	プラザ管理運営事業	民間委託化	0	0	3	2	0
八代市	22	_	体育成事業	要改善	0	0	0	9	0
			センター運営経費	要改善	0	1	<b></b>	2	2
合計		98							

(個別評価事業数は94)

家庭婦人教育事業の仕分け結果

	H年度	家庭	家庭婦人教育事業	評価	不要	民間 国	民間委託・市民協働	要改善	現行
恵庭市	20								
	21		仲良し子ども館	要改善	0	1		5	0
静岡県	21								
	22		家庭の日, 子育て応援キャラバン, 父親の家庭教育	廃止	4	0		<b>—</b>	0
	22	_	育相談体制充実	廃止	3	2		0	0
	22			廃止	5	0		0	0
登別市	21		カ家管理事業	要改善					
ふじみの市	22		推進事業(家庭教育学級)	要改善	7	1		12	0
札幌市	22		<b>事業費</b>	要改善	2			4	0
加計		<u> </u>							
		(個別	個別評価事業数6)						

— 61 —

「図書館法と図書館の60年の歩み」

(図書館流通センター図書館経営寄附講座・調査研究報告 4)

著者 手塚 健郎

発行日 平成23年3月31日

発行者 筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科

図書館流通センター図書館経営寄附講座

〒300-8550 茨城県つくば市春日1-2

Tel 029-859-1053 Fax 029-859-1162

http://www.slis.tsukuba.ac.jp/grad/